

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



上：横浜ハンマーヘッド ©沖 裕之（Blue Hours）
左下：横浜北西線（全長 7.1km、令和 2 年 3 月 22 日開通）
右下：パシフィコ横浜ノース

令和 2 年 11 月
横 浜 市



提案・要望項目

※新型コロナウイルス感染症関連の内容を含む項目

1. 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化*	1
2. 新型コロナウイルス感染症の緊急対策に関する財源措置*	3
3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援*	5
4. 新型コロナウイルス感染症の影響による公営企業の経営悪化に対する支援*	7
5. 「特別自治市」の早期実現	11
6. 行政のデジタル化の推進に向けた地方自治体への支援	13
7. GIGAスクールの運用に向けた支援の拡充	15
8. 新たな劇場整備の実現	17
9. 文化芸術施策等への支援の充実*	19
10. 2050年の脱炭素社会実現に向けた取組への支援	21
11. 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進	23
12. 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援	25
13. 米軍根岸住宅地区返還後の跡地利用に向けた支援	27
14. 高速道路の整備推進	29
15. 市内幹線道路等の整備推進	31
16. 道路及び河川における防災・減災、国土強靭化に向けた取組の推進	33
17. 横浜港の物流機能強化	35
18. 横浜港の賑わい創出	37
19. 横浜港の感染症対策の強化と安全・安心で環境にやさしい港づくり*	39
【巻末】提案・要望項目 府省別一覧	41

新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化

内閣府、厚生労働省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割を検証し、指定都市が柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みの構築
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る対象事業の拡充、及び指定都市に対する直接交付の実施

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染症対策では、新型インフルエンザ特別措置法（以下「特措法」という。）と感染症法が適用。感染症法は、平時からの感染症対策全般に対応する法律であり、保健所を設置する指定都市は都道府県と同様の権限を持つ。一方、特措法は全国的な感染症のまん延等の緊急事態を想定し、都道府県が権限の主体で、指定都市には極めて限定的な権限しかない。
- 1次・2次補正で、総額2.4兆円の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」（以下「包括支援交付金」という。）を計上。そのうち約1,680億円を神奈川県に交付決定済み。

横浜市

- 10月2日に指定都市市長会として、感染拡大防止策に向けた財政措置の拡充、特措法に基づく指定都市への権限移譲についての「新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会提言」を発表。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、5月、6月、9月に総額6,100億円の補正予算を計上。包括支援交付金については神奈川県との調整や要望を実施し、約61億円を計上。

新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割の検証と、機能強化が必要

- 感染症対応の最前線となる保健所・衛生研究所、高度医療機関を持ち、経済活動の中心となっている横浜市等の大都市では、それらの資源を最大限に活用し、引き続き感染症対策、経済対策を進める必要がある。そのためには、新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割を検証し、新たな感染症対策における指定都市の機能強化が必要。

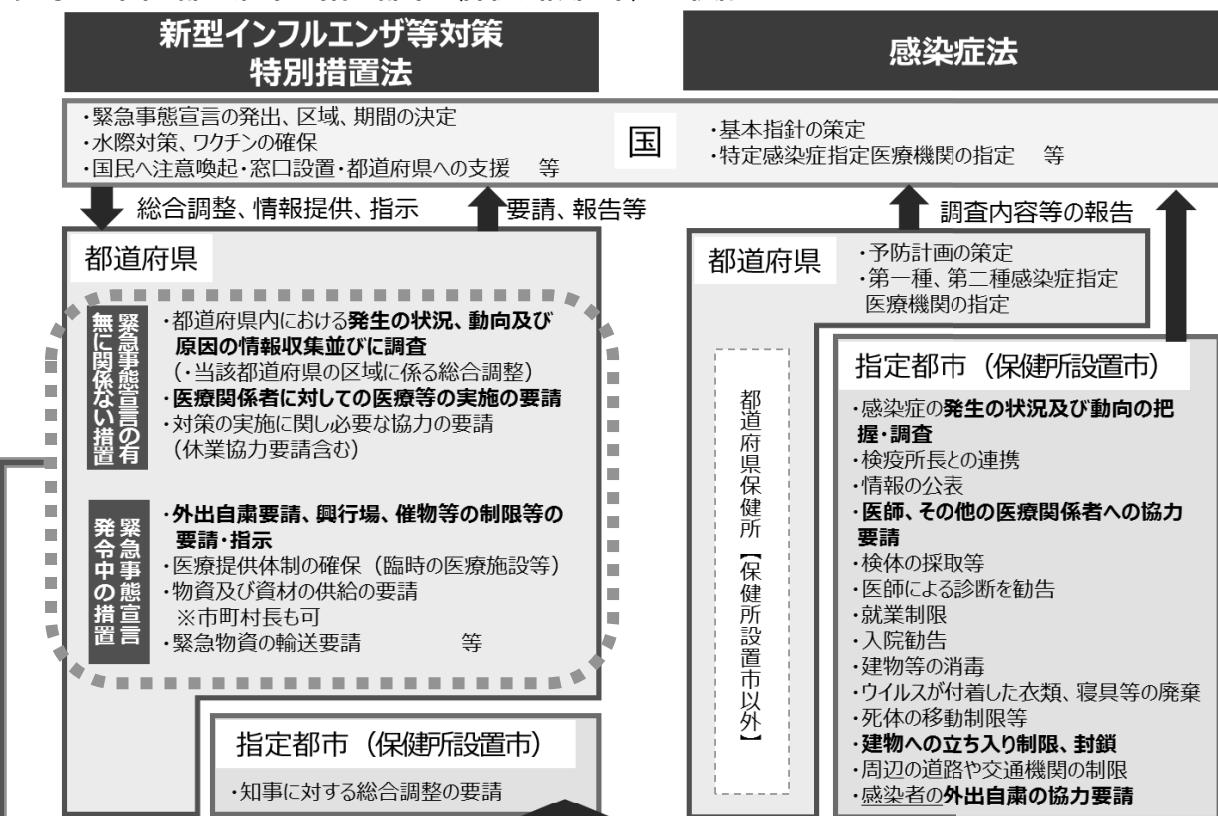
包括支援交付金の対象事業の拡大、及び指定都市に対する直接的な財政支援が必要

- 包括支援交付金の交付対象は都道府県であり、市町村への財源配分の権限も都道府県にあるが、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できるよう、医療機関への支援や行政検査に係る公費負担の地方負担分等、対象事業の拡充、及び指定都市に対して必要額を直接交付することが必要。

提案・要望内容

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の国・都道府県・指定都市の役割を検証し、特措法に基づく都道府県の権限について、希望する指定都市へ事務・権限・財源を付与し、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。
- 2 包括支援交付金について、趣旨に沿った事業全般に活用できるよう対象事業の更なる拡充を行い、交付先については、大都市として対策を実行できる指定都市に対する直接交付を実施すること。

参考1 国・都道府県・指定都市（保健所設置市）の役割



参考2 国の予算措置（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

交付対象：都道府県

事業内容：新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療、介護、福祉施設等における体制整備等について、都道府県の取組を包括的に支援するために創設された交付金。

新規事業の追加 11,788億円

- ・重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）の病床の確保
- ・重点医療機関等における超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支ファイバー等の設備整備
- ・患者と接する医療従事者等への慰労金の支給
- ・新型コロナウイルス感染症疑い患者受け入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策
- ・医療機関・薬局等における感染拡大防止等のための支援

既存事業の増額 3,000億円 ※このほか、一次補正の都道府県負担分(1,490億円)を二次補正において国費で措置

- ・入院患者を受け入れる病床の確保、医療従事者の宿泊施設確保、消毒等の支援
- ・入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
- ・軽症者の療養体制の確保、自宅療養者の情報通信によるフォローアップ
- ・帰国者・接触者外来等におけるHEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、簡易診療室等の設備整備
- ・重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
- ・DMAT・DPAT等の医療チームの派遣
- ・医師等が感染した場合の代替医師等の確保
- ・新型コロナウイルス感染症対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援、休業等となった医療機関等の再開等支援
- ・外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備
- ・帰国者・接触者相談センターなど都道府県等における相談窓口の設置
- ・患者搬送コーディネーター配置、広域患者搬送体制、ドクターヘリ等による搬送体制の整備
- ・都道府県における感染症対策に係る専門家の派遣体制の整備
- ・地方衛生研究所等におけるPCR検査機器等の整備

提案の担当 / 政策局大都市制度・広域行政室大都市制度推進課地方分権担当課長 長久 伸子	TEL 045-671-2109
総務局危機管理室緊急対策課長	木村 正夫 TEL 045-671-2170
健康福祉局健康安全部健康安全課感染症対策強化担当課長	大津 豪 TEL 045-671-2445
医療局医療政策部医療政策課長	山本 憲司 TEL 045-671-2438

新型コロナウイルス感染症の緊急対策に関する財源措置

内閣府、総務省、厚生労働省

- 1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の必要額の配分
- 2 減収補填債の対象税目の追加
- 3 固定資産税の安定的確保

現状・課題

国

- 1次・2次補正で、総額3兆円の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）及び総額2.4兆円の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」（以下「包括支援交付金」という。）を計上するとともに、総額11.5兆円の「新型コロナウイルス感染症対策予備費」（以下「予備費」という。）を計上。
- 現行制度では市民税法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金のみ減収補填債の発行対象。
- 新型コロナウイルス感染症対策における税制上の措置として、売上が減少した中小事業者等に対する令和3年度分の固定資産税を軽減する特例措置が講じられた。

横浜市

- これまで、総額6,100億円の「くらし・経済対策」（4月、6月、8月）を策定・公表し、感染拡大防止と医療提供体制の確保、経済再生に向けた対策等をきめ細かく推進。補正予算では、臨時交付金（市単独事業分）の交付限度額245億円のうち、242億円を計上するとともに、現時点で未配分の臨時交付金（補助事業分）は44億円、包括支援交付金は61億円を計上。
- 新規陽性患者は再び増加。病床はひっ迫した状況にはないものの、連日多くの感染者が発生。
- 市内経済は依然として厳しい状況にあり、個人市民税、法人市民税等の大幅な減収に加え、個人消費の落ち込み等により、地方消費税交付金についても減収が見込まれる。
- 令和3年度の市税の収入見込みにおいて、新型コロナウイルス感染症対策に係る固定資産税の特例措置の影響額は、約70億円の減収が見込まれる。

感染症の状況等を見極めながら、更なる経済対策や機動的な取組を実施することが重要

- 今後も感染症拡大・収束状況などを見極め、感染拡大防止と経済再生の両輪による機動的な取組が不可欠であり、そのためには両交付金における予備費等を活用した更なる増額が必要。
- 令和3年度以降も、本格的な回復期に向けた更なる経済対策など、その時々の状況を見極めた機動的な取組が不可欠であり、臨時交付金及び包括支援交付金の継続が必要。
- 現時点で未配分の臨時交付金（補助事業分）が確実に配分されないと事業実施に大きな支障。

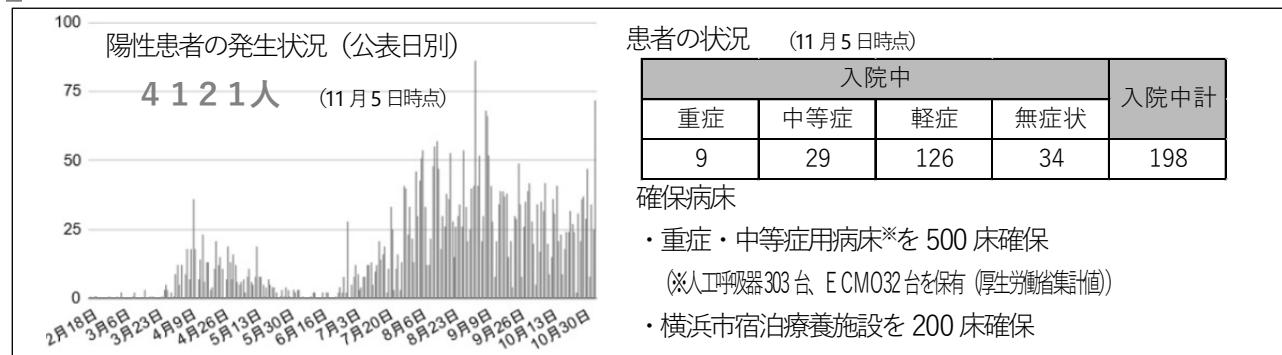
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方財政措置が必要

- 新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度の財源不足については、地方公共団体が安定した財政運営を行えるよう、地方消費税交付金等の減収補填債の対象税目への追加が必要。
- 固定資産税は基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、国の経済対策にこれを用いるべきではない。

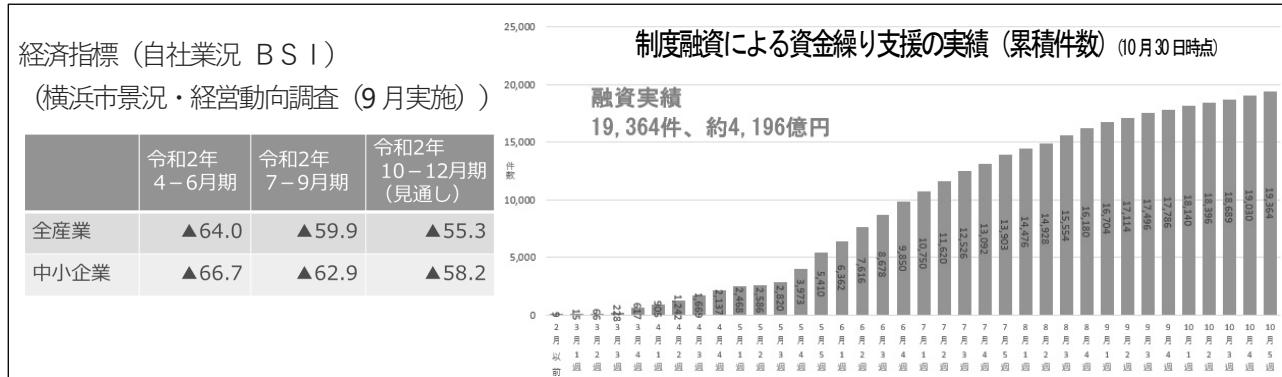
提案・要望内容

- 今後の機動的な取組が可能となるよう、令和2年度の予備費等を活用した臨時交付金及び包括支援交付金の更なる増額を行うとともに、令和3年度以降も両交付金を継続して予算措置すること。また、臨時交付金（補助事業分）の未配分額について必要額を配分すること。
- 令和2年度の財源不足に対応するため、地方消費税交付金等を減収補填債の対象税目とすること。
- 固定資産税の特例措置について、今後更なる対象範囲の拡大及び期間の延長や新たな負担軽減措置の創設等を行わないこと。やむを得ず新たに固定資産税の軽減措置を講じる場合は、地方自治体の減収分について、十分な財政補填を行うこと。

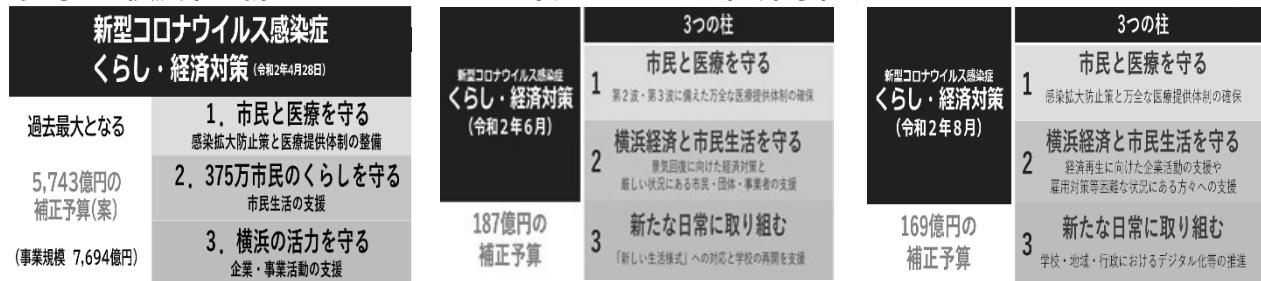
参考1 陽性患者の発生状況と医療提供体制



参考2 市内経済の状況



参考3 横浜市の新型コロナウイルス感染症 くらし・経済対策 (4月28日公表・6月12日公表・8月24日公表)



参考4 横浜市の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の必要額についての状況

市単独事業 242億円 国庫補助事業 44億円 (いずれも補正予算計上済)

さらに、今後の感染症拡大・収束状況などを見極めた機動的な取組にかかる費用などが必要

提案の担当	/	政策局政策部政策課長	安達 恒介	TEL 045-671-3912
		政策局政策部政策課担当課長	岡 靖之	TEL 045-671-4322
		財政局財政部限財政課長	白木 健介	TEL 045-671-2230
		財政局財政部限財原課長	中林 都	TEL 045-671-2185
		財政局主税部税制課長	大塚 貴司	TEL 045-671-2188

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援

経済産業省、厚生労働省

- 1 資金繰り支援の拡充及び事業者・地方自治体の負担軽減
- 2 「雇用調整助成金」における特例措置延長などの雇用対策
- 3 事業者に対して直接給付を行う施策の再実施

現状・課題

国

- 令和2年5月、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置期間最大5年・保証料減免の融資を拡大(12月31日までに保証申込みを受付、令和3年1月31日までの貸付実行が必要)。
- 令和2年9月末に期限を迎える「雇用調整助成金」の特例措置を12月末まで延長(8/28)。
- 「持続化給付金」の創設(5/1申請受付開始)、「家賃支援給付金」の創設(7/14申請受付開始)。

横浜市

- 国の「実質無利子融資」の開始に基づき、横浜市では「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設(5/18)。融資実績は既に1万4千件を超えており(令和2年10月30日時点)。
- 横浜市内の有効求人倍率は1倍を下回る状況(令和2年9月時点)。雇用情勢の悪化を踏まえ、「緊急雇用創出事業」を実施(令和2年9月～)。
- 横浜市の「景況・経営動向調査」によると、令和2年4-6月期の自社業況BSIは調査開始以来最大のマイナス幅(前期から36.8ポイント低下し▲64.0)。7-9月期には回復の動きがみられるも、新型コロナウイルス感染症の完全な収束は見通せない中で、先行きは不透明な状態。
- 「くらし・経済対策」として、過去最大規模となる補正予算を含む3度の経済対策を実施。

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえつつ、支援措置の延長や再実施が必要

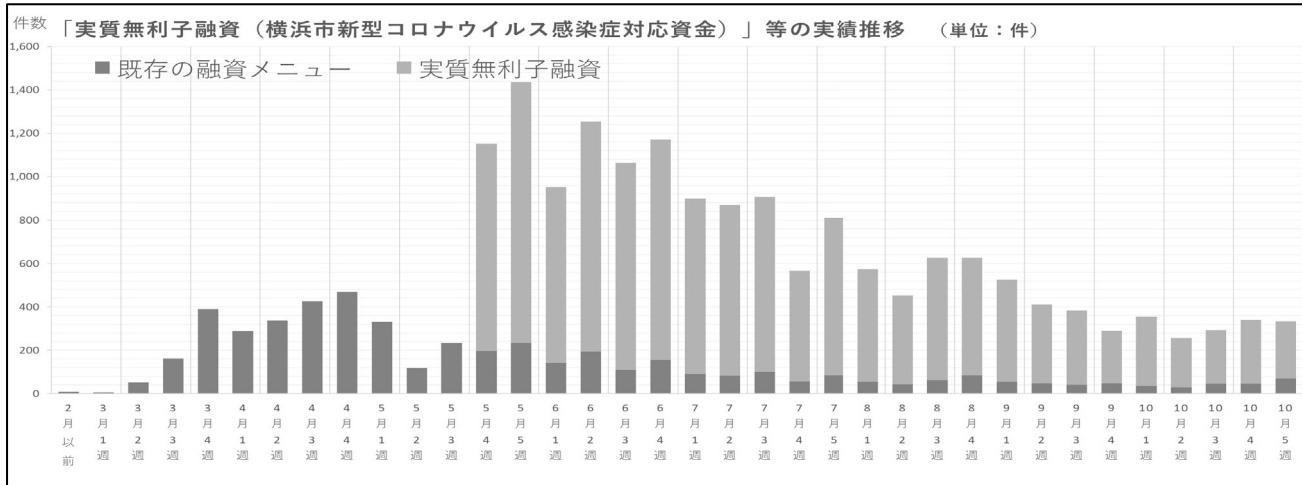
- 「実質無利子融資」の取扱期間延長や、「雇用調整助成金」の特例措置延長等に加え、セーフティネット保証等の認定要件の簡略化、もしくは認定自体を不要とすることによる見直しが必要。
- 新型コロナウイルス感染症による影響が今後さらに長期化し、事業継続に支障が生じた際には、国による事業者への直接給付を行う施策の再実施が必要。

提案・要望内容

- 1 「実質無利子融資」の取扱期間の延長など、新型コロナウイルス感染症により厳しい環境に置かれている中小企業・小規模事業者への万全の資金繰り支援の継続。地方自治体によるセーフティネット保証等認定について、複雑多岐な要件の簡略化もしくは認定自体を不要にすることによる融資手続きの負担軽減や、認定事務に要する費用について地方自治体への財政支援の実施
- 2 「雇用調整助成金」における特例措置延長など、雇用対策の更なる実施
- 3 新型コロナウイルス感染症による影響の長期化により、今後さらに事業継続に支障が生じた場合の「持続化給付金」や「家賃支援給付金」のような国による直接給付施策の再実施及びその際の売上減少要件の緩和、申請手続の簡素化、「申請サポート会場」のより一層の充実への配慮

参考1 資金繰り支援の実施状況（令和2年10月30日時点）

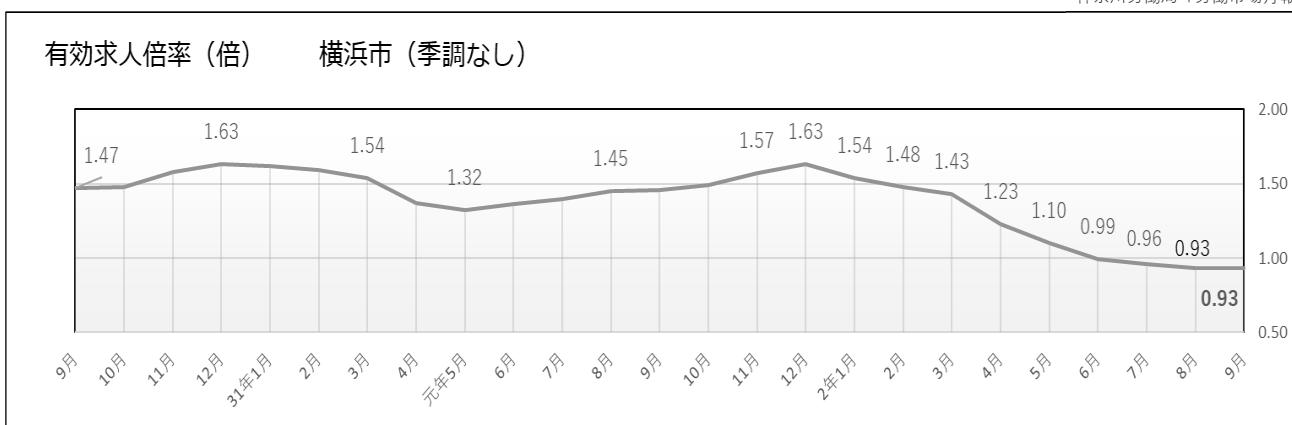
「実質無利子融資（横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金）」等の実績推移（件数ベース）



参考2 市内の有効求人倍率の推移（令和2年9月時点）

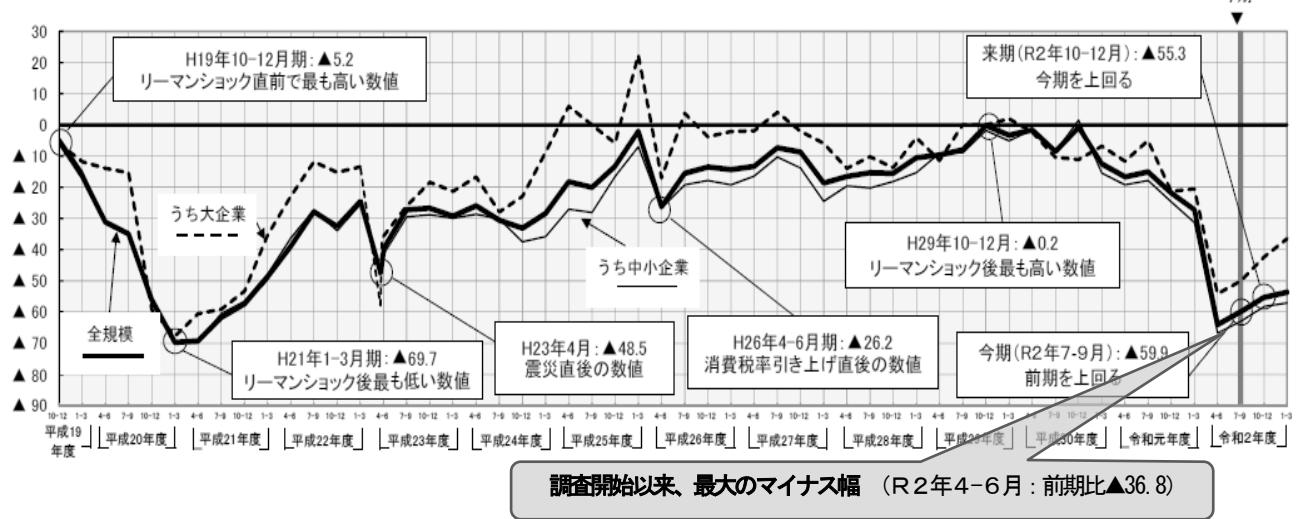
有効求人倍率：0.93倍（下げ止まるも、4か月連続で1倍を下回っている。）

資料出所
総務省統計局「労働力調査」
厚生労働省「一般職業紹介状況」
神奈川労働局「労働市場月報」



参考3 市内企業の業況（「横浜市景況・経営動向調査」の結果）

【自社業況B S I（全規模及び大企業、中小企業）の推移】



提案の担当

/ 経済局中小企業振興部金融課長

経済局市民経済労働部雇用労働課長

経済局政策調整部企画調整課長

富澤 理子

TEL 045-671-2586

卯都木 優子

TEL 045-671-2303

中野 浩一郎

TEL 045-671-2565

新型コロナウイルス感染症の影響による公営企業の経営悪化に対する支援

総務省

- 1 特別減収対策企業債の継続及び発行要件緩和
- 2 公営企業に対する財政支援措置の充実

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、公営企業の料金収入等に様々な影響が生じることが想定されるため、当面の資金繰り支援として、「公営企業における特別減収対策企業債」を令和2年度に措置。

横浜市

- 4月から9月下旬までの乗車人員の累計は、**市営バス対前年度▲35.6%、市営地下鉄対前年度▲38.9%と激減**。売上の減少により、9月下旬までの資金収入は前年度に比べ、特に影響の大きい市営地下鉄で**65億円程度の減少**。「新しい生活様式」の定着などによって、9月時点においても市営バス・地下鉄の乗車人員は対前年度▲20%～30%程度で推移しており、回復は頭打ち。
- 市立3病院の4月から9月までの入院患者数は、対前年度▲12.9%、外来患者数は、▲17.6%と激減。直近の患者数は回復傾向にあるものの、4月から9月までの入院・外来収益は19億円程度の減少となっており、昨年度末のクルーズ船からの患者受入以降、病院経営への影響は甚大。
- 4月から9月までの累計の水道料金収入は、全体で約7億円（対前年度▲2.2%）減少。特に、商業施設や宿泊施設など業務用等の料金収入は、約24億円（対前年度▲19.8%）減少。業務用等の月別料金収入は、6月は対前年度▲30%の減少、9月は対前年度▲11%まで回復しているものの、いまだに大幅に減少。



「特別減収対策企業債」の継続・発行要件緩和が必要

- 新型コロナウイルス感染症は、現時点でも収束が見込めず、令和3年度においても、一定の減収を見込まざるを得ない状況であり、令和3年度についても資金不足が拡大する可能性が高く、特別減収対策企業債の継続が不可欠。
- 国が当面の資金繰り支援として措置した「特別減収対策企業債」は、令和2年度の資金不足に対するものであるため、制度の継続とともに、経営の健全性の確保の観点から、新型コロナウイルス感染症感染拡大前である令和元年度実績に対する減収額を発行対象とするなどの**発行要件の緩和が必要**。

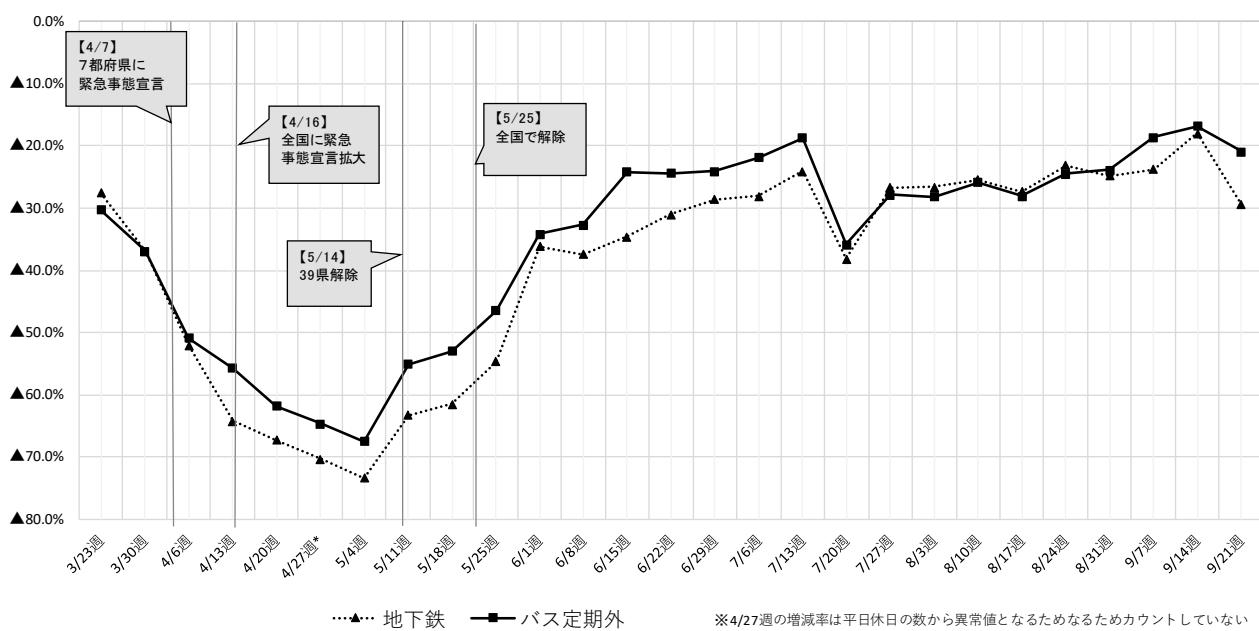
公営企業に対する継続的な財政支援が必要

- 公共交通事業者は、国が推進する「新しい生活様式」の定着に伴う通勤・通学需要の減少による影響が大きく、資金繰り悪化が拡大。
- 新型コロナウイルス感染症は現時点でも収束が見込めず、今後もコロナ禍以前の水準まで公共交通機関の利用が回復することは想定できないため、令和3年度においても一定の減収を見込まざるを得ない状況であることから、令和3年度も資金不足が拡大する見込み。
- 新型コロナウイルス感染症への対応による病院経営への影響は単年度で収束することは想定しづらく、建て直しには複数年必要。
- 市民給水に支障のない不急事業等の先送り等により水道経営への影響の抑制に努めているが、社会経済活動の停滞等に伴い、今後の水道料金収入への影響は不透明。
- 新型コロナウイルス感染症による影響の長期化が懸念される中、**公営企業に対する十分な支援が必要。**

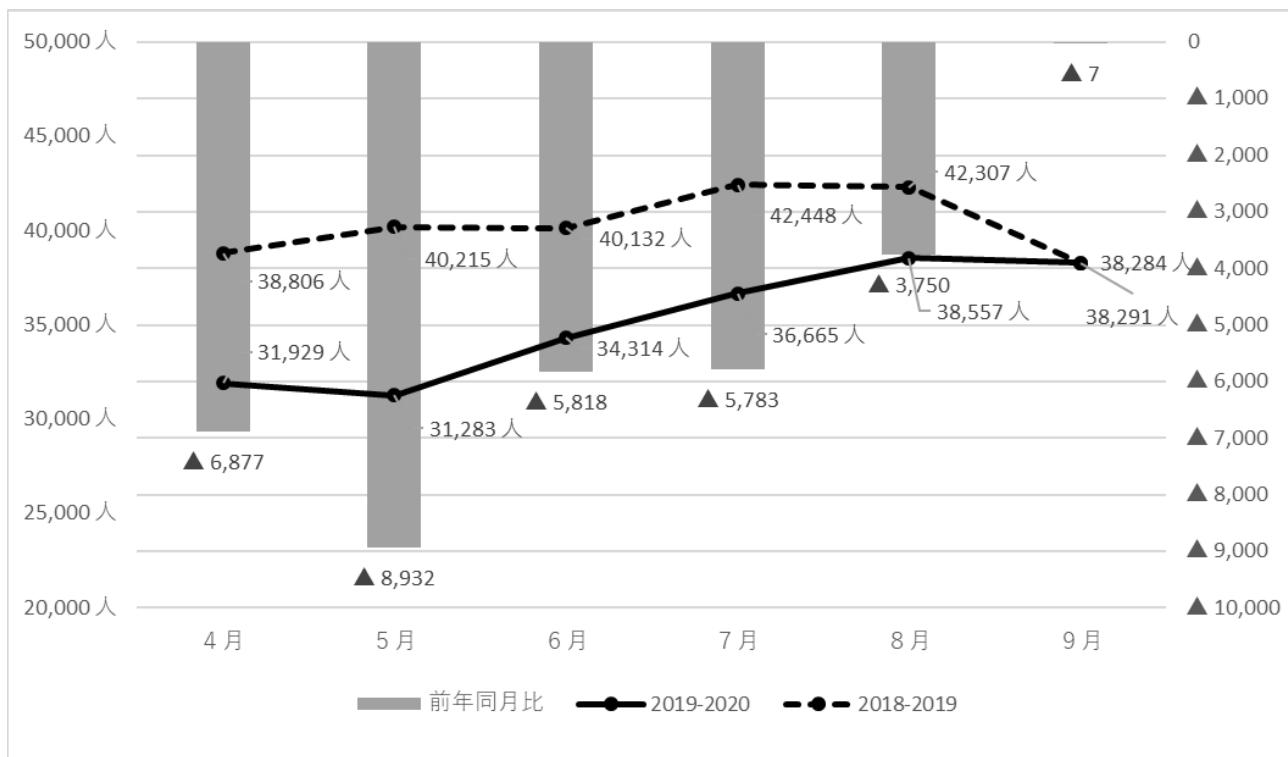
提案・要望内容

- 1 令和2年度に措置された特別減収対策企業債制度の令和3年度の継続及び発行要件緩和
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響によって経営悪化している公営企業に対する財政支援の充実

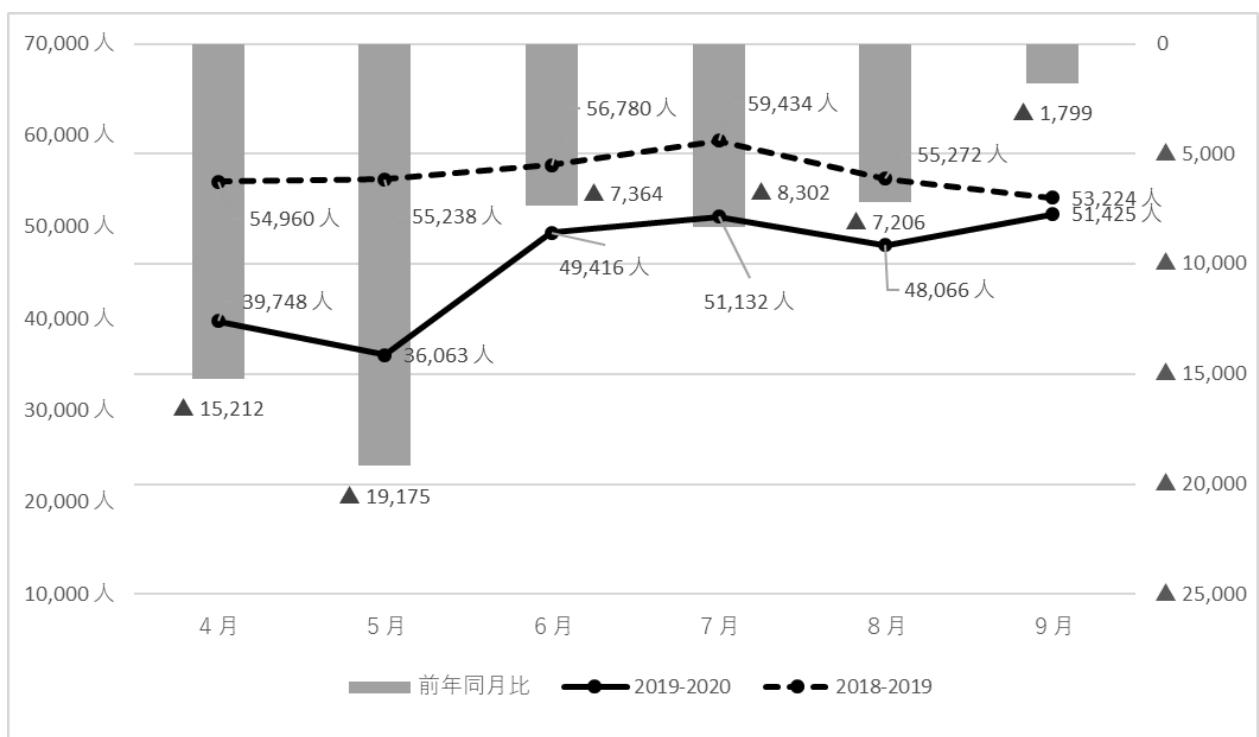
参考1 市営バス・地下鉄の乗車人員の対前年度増減率の推移



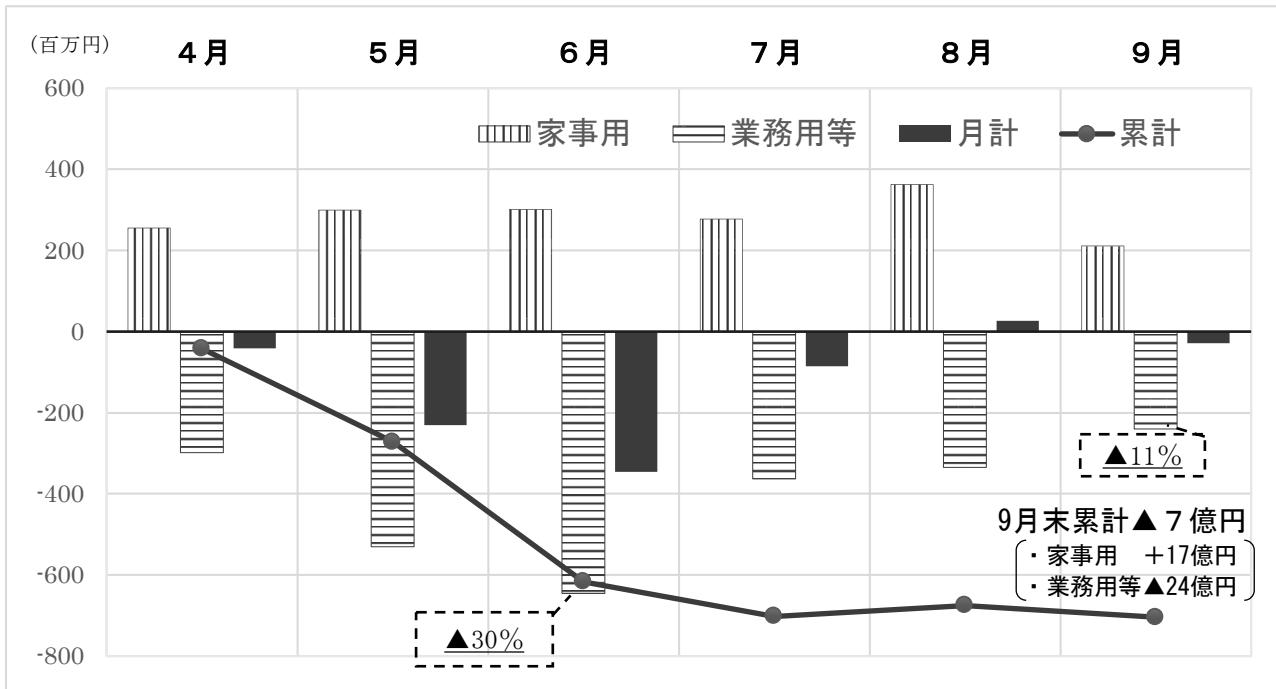
参考2 市立3病院(※)の入院患者数の推移(速報値)



参考3 市立3病院の外来患者数の推移(速報値)



参考4 令和2年度水道料金収入（対前年度比較）



提案の担当 / 交通局総務部経営管理課長
 医療局病院経営本部病院経営部病院経営課長
 水道局経営部経理課長

小林 哲也 TEL 045-671-3134
 門林 宏英 TEL 045-671-4816
 平田 真吾 TEL 045-671-3129

「特別自治市」の早期実現

内閣府、総務省

- 1 大都市制度改革の議論の加速化と「特別自治市」の早期実現のための法制化
- 2 当面の対処策として財源確保を前提とする警察事務以外の事務権限の早期移譲

現状・課題

国・他都市

- 第 30 次地方制度調査会において、**二重行政解消など特別市（仮称）** の意義が認められた一方、3 つの課題（「住民代表機能を持つ区の必要性」「警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念」「全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等」）も示され、その後、大都市制度の議論は進んでいない。
- **現行の指定都市制度**は、暫定的な制度として創設されてから 60 年以上が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、**大都市がポテンシャルを十分に発揮できるような制度的な位置付けがされていない**。
- 令和 2 年 11 月 1 日、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づき大阪市で住民投票を実施。これを契機に、指定都市制度の課題について改めて国民の関心が高まった。

横浜市

- 平成 25 年 3 月に、議会との議論を経て、指定都市制度に代わる「特別自治市」制度の基本的考え方を整理した**「横浜特別自治市大綱」**を策定。「横浜市大都市自治研究会」（市長の諮問機関）での議論も踏まえ、**当面目指すべき具体的対処策として警察以外の事務権限の早期移譲を求める**など、「特別自治市」制度の早期実現に向けた制度設計について検討。
- 年内を目途に予定される**「第 3 次 横浜市大都市自治研究会答申」**を受け、第 30 次地方制度調査会で示された特別市（仮称）に対する 3 つの課題への対応や、この間の社会経済状況の変化を踏まえ、**令和 3 年 3 月までに「横浜特別自治市大綱」を改訂予定**。
- 「特別自治市」の実現を見据え、「総合区」制度を含む行政区のあり方について継続的に検討を進めるとともに、市民生活に直結する分野を中心に、県との二重行政解消に向けた協議を推進。



指定都市制度の抜本的な改革と特別自治市の法制化が必要

- 地域によって**都道府県・市町村間の事務分担は大きく異なる**。従来の基礎自治体・広域自治体の二層制を前提としない、**地方自治制度上の大都市の位置づけや役割の再検討が必要**。
- 様々な行政課題が顕在化する 2040（令和 22）年頃を見据え、376 万市民を擁する大都市横浜が、近隣自治体の水平・対等な連携の中心的な役割を果たし、日本経済の成長をけん引するため、**指定都市制度の抜本的な改革と「特別自治市」実現のための法制化が必要**。

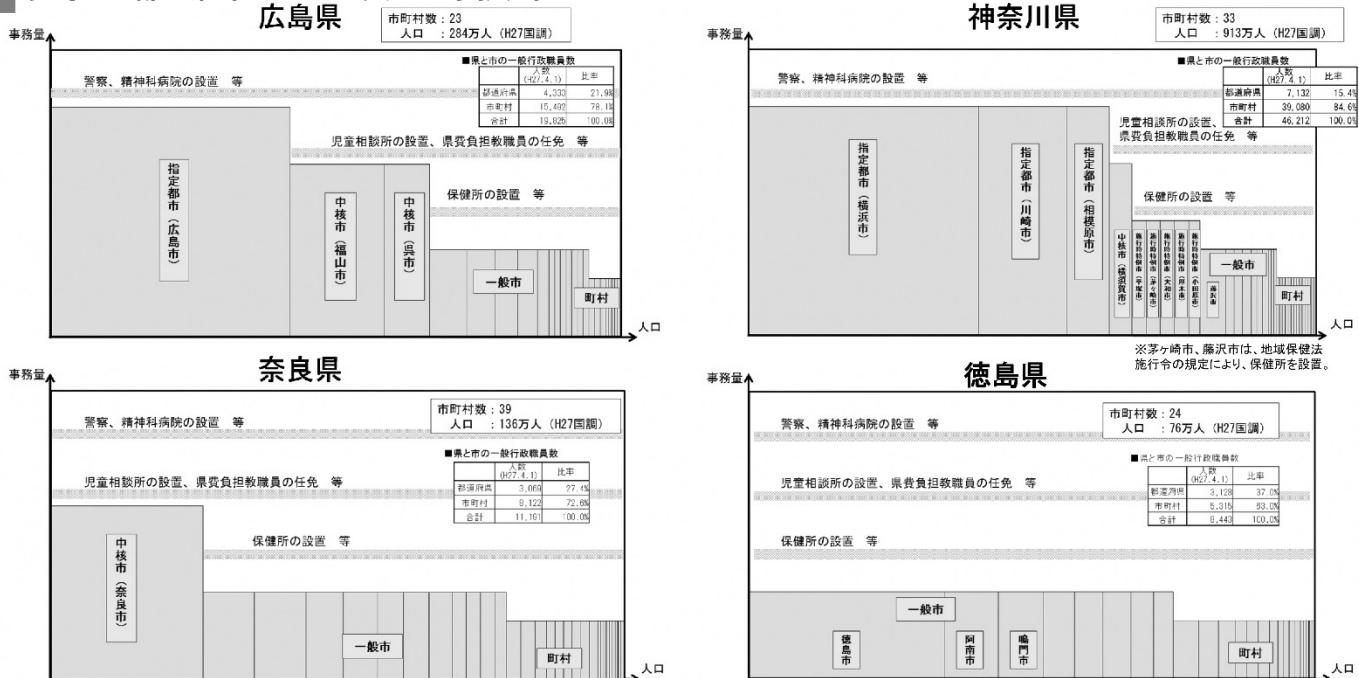
提案・要望内容

- 1 大都市が持つポテンシャルを最大限発揮できる地域特性に応じた多様な大都市制度のあり方について、**国における大都市制度改革の議論の加速化と「特別自治市」の早期実現のための法制化**
- 2 当面の対処策として、**財源確保を前提とする警察事務以外の事務権限の早期移譲**

参考1 都道府県によって異なる事務分担 広島県

出典：第32次地方制度調査会第29回専門小委員会資料

神奈川県



参考2 特別自治市と都区制度（大阪都構想）の違い



参考3 横浜市が目指す「特別自治市」制度（「横浜特別自治市大綱」より抜粋）

- | |
|---|
| ○現在県が横浜市域で実施する事務及び横浜市が担っている事務の全てを処理 |
| ○市域内地方税の全てを賦課徵収 |
| ○県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化 |
| ○特別自治市の自治構造は、市一区の2層構造を基本とし、行政区を単位に住民自治を制度的に強化 |

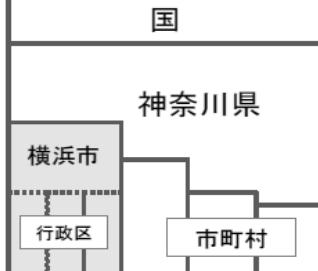
ポイント1 横浜市は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」による
特別区の設置は目指さない

ポイント2 都市の一体性や総合力を生かし、市民の暮らしを支え、日本経済をけん引するのに
ふさわしい核となる大都市を戦略的に形成できる特別自治市を目指す

ポイント3 現行制度の下でも、子育て支援、福祉・保健・衛生、土木等、市民生活に直結する分野を中心に県との協議を進め、ゴールである「特別自治市」に近づけていく

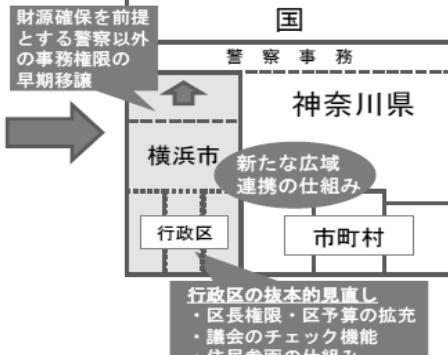
参考4 当面目指すべき対処策（「第3次 横浜市大都市自治研究会 中間報告」より抜粋）

【指定都市制度（現状）】



- ・総合区制度
- ・指定都市都道府県調整会議
- 運営状況を踏まえた検討が必要

【当面目指すべき対処策】



【特別自治市】



行政のデジタル化の推進に向けた地方自治体への支援

総務省、内閣官房

- 1 行政のデジタル化の推進に関する地方自治体への財政支援
- 2 行政のデジタル化に関する、地方自治体の意見を踏まえた施策の決定

現状・課題

国

- 令和元年12月20日、内閣府は「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定し、自治体クラウドの推進、業務プロセス・情報システムの標準化の推進などを提示。
- 令和2年6月26日第32次地方制度調査会答申において「法令に根拠を持つ標準を設け」「地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用すべき」と答申。
- 令和2年7月17日、内閣府は「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、「デジタル・ガバメント実行計画」の年内見直しと、1年間で集中的に取組を進めることを提示。
- 令和2年9月23日、「デジタル改革関係閣僚会議」の初会合において、行政のデジタル化を一元的に指揮する「デジタル庁」創設に向け、年末に基本方針を取りまとめ、来年1月召集の通常国会に関連法案を提出する方針を確認。

横浜市

- 市役所の内部文書は、現在、95%以上が電子決裁済み。市民の皆様にご利用いただく電子申請については、横浜市独自の「電子申請システム」の全庁的な活用により順次拡大。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」で提示された優先的取組事項のうち、オンライン化済は、16手続（横浜市に該当するのは47手続）。現在、押印の有無も含めた横浜市行政手続の現状を調査中だが、横浜市の手続数は、10,000件に上る。
- 市民サービスの向上に向け、行政手続のオンライン化についても、国の動向を踏まえ推進。
- これまで継続的にシステム化を進めており、横浜市で稼働しているシステムは約400システム。
- 財政状況は危機的状況。横浜市のシステムは日本最大規模であり、手続数も膨大。

行政のデジタル化に向けた取組の推進に対する、地方自治体への支援が必要

- 標準準拠システム導入の法制化による基幹系業務システムの更新や行政手続のオンライン化などの対応を行うためには、システムの導入、データ移行作業及び新旧システムの並行運用にかかる経費など、様々な費用が短期に集中して必要となる。また、システム導入後には、運用費用が継続的に必要。従って、**行政のデジタル化を円滑かつ計画的に実施するためには、国による財政支援が不可欠。**
- 業務プロセス・情報システムの標準化を推進するためには、**実際に事務を行っている地方自治体の意見を取り入れていくことが必要。**

提案・要望内容

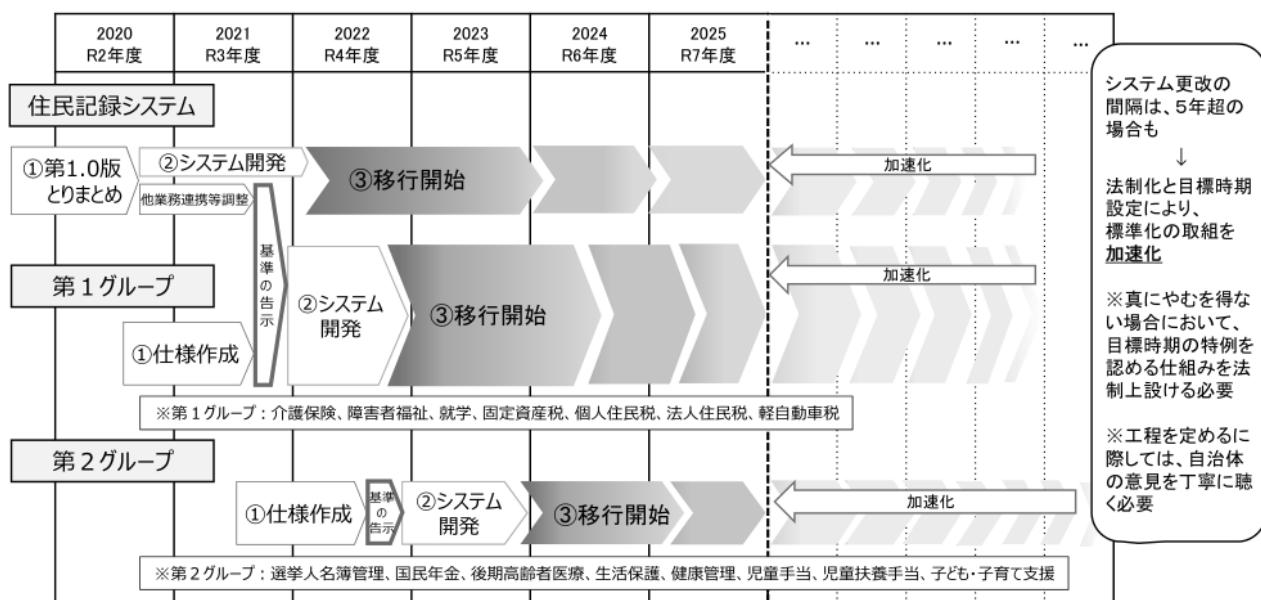
- 1 標準準拠システムへの対応や行政手続のオンライン化など、地方自治体が国と歩調を合わせて、行政のデジタル化の推進にスピード感を持って強力に推進するため、地方自治体に対する継続的な財政支援を確実に実施すること。
- 2 行政のデジタル化の推進について、地方自治体の意見を踏まえて各種施策を決定すること。

参考1 指定都市における情報システム経費

	札幌	仙台	さいたま	千葉	横浜	川崎	相模原	新潟	静岡	浜松
経費(億円)	54.4	70.5	29.0	57.2	124.1	48.0	21.5	39.1	12.8	12.0
名古屋		京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
経費(億円)	52.7	73.9	104.7	30.2	57.8	18.2	32.6	29.0	44.7	54.2

※総務省「市区町村における情報システム経費の調査結果について」（平成30年3月30日）より抜粋

参考2 標準準拠への移行までの工程



※総務省「自治体業務システム統一・標準化加速策」（令和2年9月25日）より抜粋

GIGA スクールの運用に向けた支援の拡充

文部科学省

- 1 児童生徒 1 人 1 台端末の運営に必要な保守費の継続した財政支援
- 2 校内通信ネットワーク通信費の財政支援
- 3 ICT 支援員及び学校ヘルプデスクに対する継続した財政支援

現状・課題

国

- 「GIGA スクール構想」の実現に向け、「校内通信ネットワーク整備事業」と「児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業」を令和元、2 年度補正予算に計上。
- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 7 日閣議決定)において、児童生徒 1 人 1 台端末の整備スケジュールの加速、学校現場への ICT 技術者の配置支援、在宅・オンライン学習に必要な環境整備を図るとともに、在宅での PC 等を用いた学習・評価が可能なプラットフォームの実現を目指すこととされ、令和 2 年度補正予算において、GIGA スクール サポーター (ICT 技術者) の配置経費やモバイルルータ整備費（上限 1 万円／台）を計上。

横浜市

- 令和 2 年度中に、全小・中学校（義務教育学校含む）及び特別支援学校に、国の補助金を活用し、児童生徒 1 人 1 台の端末と校内 LAN（建て替え校等を除く）などの通信環境を整備。
- 令和 2 年 9 月には「横浜市における GIGA スクール構想」を策定。クラウドサービスを活用した授業動画の準備、指導者用デジタル教科書の導入、心と身体のケアやいじめの対応等、個別最適な学びと、社会とつながる協働的な学びの実現を目指す。



児童生徒 1 人 1 台端末環境の継続的な維持が必要

- メーカー保証期間（1 年）の経過後に、端末の故障・破損等があった場合、児童生徒 1 人 1 台の環境を維持するためには、予備端末の準備・保守サポートサービスへの加入が必要。
- 補助金で購入した児童生徒の端末について、令和 3 年度以降の端末の保守費用の財政支援が明示されていない。

校内通信ネットワークを活用するには通信費が必要

- 学校からインターネットに接続する通信回線の維持管理費用は、国庫補助の対象外。
- 調べ学習やクラウドサービスの活用等には、高速大容量の通信回線の継続的な利用が必要。

ICT 支援員及び学校ヘルプデスクへの補助拡大が必要

- 全市立学校の端末数の増加及びクラウド環境利用に伴う教員の負担の軽減や円滑な授業支援等のため、小学校の ICT 支援員の学校への訪問回数の増加、中・高・特別支援学校の ICT 支援員の学校への訪問開始及び電話で学校のサポートを行う学校ヘルプデスク機能の充実が必要。

提案・要望内容

- 1 27万台を超える端末の予備端末の準備や故障修理など維持・保守費の継続的な財政支援制度創設
- 2 学校からインターネットに接続する回線の通信費の財政支援
- 3 全市立学校へのICT支援員の訪問及び学校向けヘルプデスクへの財政支援の拡大

参考1 横浜市における児童生徒端末整備台数、令和3年度維持・保守概算額

校種	端末整備台数	令和3年度所用額	実施内容
小学校	190,498台	670,553千円	端末メーカー保守サービス加入 (バッテリー交換及び故障時の端末交換等)
中学校	81,599台	595,320千円	予備端末購入
特別支援学校	1,866台	6,569千円	端末メーカー保守サービス加入 (バッテリー交換及び故障時の端末交換等)
計	273,963台	1,272,442千円	

※端末整備台数には教員分を含む。

参考2 横浜市における学校からインターネット接続の通信費等

通信方法	1人1台端末の・・・	
	整備前・令和2年度迄	整備後・令和3年度以降
学校からインターネット接続	100Mbps/校、186,046千円/年	514Mbps/校、256,478千円/年

※学校からインターネット接続の費用には、セキュリティ面など管理を行うセンター機能の運用費を含む。

※学校毎の通信速度（帯域）は想定の最大値（ベストエフォート値）。

参考3 横浜市における令和3年度ICT支援員の概算費用と実施内容

校種	1人1台端末の・・・	
	整備前・令和2年度迄	整備後・令和3年度以降
小学校	21回/年・校 ※概ね2回/月 204,389千円	48回/年・校 ※概ね1回/週 513,427千円
中学校	4校でモデル実施 5,728千円	48回/年・校 ※概ね1回/週 223,238千円
高等学校	－	2回/月・校 8,712千円
特別支援学校	－	48回/年・校 ※概ね1回/週 23,866千円
計	210,117千円	769,243千円

参考4 ICT支援員とヘルプデスクの役割

種別	業務内容	回数	国庫補助
ICT支援員	教員及び児童生徒の端末活用に係る運営支援	小・中・特：概ね1回/週 高：2回/月	有・1/2 (GIGA カルボータ)
学校ヘルプデスク	トラブル発生時のICT専門家による故障判断等の技術的なサポート	問合せに応じて随時 (令和元年度実績:8,030回)	無

新たな劇場整備の実現

文部科学省、国土交通省

- 1 ポストコロナ社会の文化芸術、経済再生に資する新たな劇場について、国の戦略的位置づけのもと、省庁連携による整備及び運営への支援の新設・拡大
- 2 ポストコロナ社会における我が国の舞台芸術発展に資する劇場として、充実した実演家育成機能の検討など、新たな劇場整備の計画段階からの支援

現状・課題

国

- ポストコロナを見据えた経済再生をリードする文化芸術予算の拡充
ポストコロナにおいて新たな価値観のもと、経済再生をリードする文化芸術の重要性は高まっているにもかかわらず、我が国の文化芸術に関する予算は諸外国と比べて少ない。
- 我が国の国際競争力の強化
アジア諸国の急速な経済成長に伴い、我が国の大都市の国際競争力が相対的に低下しつつある。

横浜市

- 新たな劇場整備による国際競争力の強化（みなとみらい21地区）を推進
MICE、観光・エンターテイメント、文化芸術による国際競争力に優れたまちづくりを推進。
- ポストコロナ社会に適合した新たな劇場整備の検討
デジタル技術を活用した実証実験の場としての活用や劇場における育成機能の充実を図り、国内外の劇場ネットワークの中核としての役割を果たす。

ポストコロナ社会における国と地方一体による文化芸術とまちづくりの推進

- 経済再生、豊かな地域社会に寄与するため、文化芸術の活性化を成長戦略に位置付けるべき。
- 実演団体や劇場への財政支援が求められており、民間からの支援促進のための制度づくりに加え、国の支援拡大（補助率、補助枠の拡大）など総合的な財政支援の拡大が必須。
- 我が国の舞台芸術の発展には、「国と地方自治体の強固な連携」「国内外の劇場ネットワーク」「実演団体同士の連携」による文化芸術施策の推進が必要。

提案・要望内容

- 1 戰略的位置づけのもと、新たな劇場の整備及び運営への支援の新設・拡大
 - (1) 新国立劇場との補完連携など、我が国を代表する劇場としての戦略的位置づけ〔フェーズ1〕
 - (2) 劇場整備における支援制度の適用・充実の継続した協議・検討〔フェーズ2〕
 - (3) 高い芸術性と創造力発揮のための、実演家育成に向けたシステム等への支援及びデジタル技術への対応も含めた舞台機構整備への支援〔フェーズ2・3〕
- 2 ポストコロナ社会を見据えた劇場運営における計画策定段階からの支援
デジタル技術を活用した実証実験、屋外空間の活用、次世代育成の先行展開、実演家育成機能の導入など、我が国の舞台芸術発展に資する事業に対しての支援〔フェーズ1〕

参考1 新たな劇場整備に向けたロードマップ

フェーズ1（計画段階）

劇場整備に先立ち周辺施設との連携、フェスティバル、コンクールなどのソフト施策を展開

フェーズ2（整備段階）

周辺施設とあわせ、まちづくりとして新たな価値による発展につなげる

フェーズ3（運営段階）

新たな劇場、施策連携により、文化芸術の創造と発信、経済活性化につなげる

参考2 新たな劇場について

1 検討概要

(1) 主な施設想定

2,500席規模、オーケストラピットを備える
多面舞台、創作スタジオ、レストラン・カフェ等

(2) 新たな劇場の概算建設費等及び運営費の試算額

・概算建設費等 480億円（三セク債償還分等を除く）
・運営費 45億円／年

2 新たな劇場計画検討地（みなとみらい21地区60・61街区）



文化芸術施策等への支援の充実

文部科学省、内閣府

- 1 ウィズコロナ時代における地方自治体による感染症対策に関する文化芸術施策への財政支援の拡充**
- 2 専門家チームの設置による新型コロナウイルス感染症対策と両立できる舞台芸術上演方法の確立**

現状・課題

国

- 9月11日に催物の開催制限が緩和され、感染防止対策を前提に、2分の1を超える来場者受入が解禁。また、500億円規模の「文化芸術活動の継続支援事業」の創設により、活動の再開・継続を支援。
- 多くの地方自治体が令和2年度補正予算で、国の臨時交付金などを活用し、文化芸術団体やフリーランスを支えるための独自施策を打ち出してきたが、自治体財源に限界。
- リアルな公演の再開を目指す全国の実演団体は、出演者や来場者にとって安心できる実施方法を模索しており、いくつかの業界団体が飛沫の実証実験などを実施しているが、全てのジャンルで検証が行われているわけではなく、感染防止対策と両立できる上演方法の確立が急務。

横浜市

- 6月以降施設利用を再開。9月19日以降は入場制限も緩和。しかし稼働率、来場者数とも前年度比では大幅に減。
- 令和2年度補正予算では、横浜市独自の事業として、市内のアーティストやそれを支える舞台芸術関係者等に対する緊急支援策を計上・実施。



地方自治体による文化芸術施策に対する財政的支援が必要

- 横浜市では新型コロナウイルス感染症対策に関する文化芸術分野の取組として、文化芸術団体への活動支援を実施しており、今後は、リアルな事業を実施するにあたっての感染症対策費や会場費などの支援が必要。地域の実情に応じた支援策を実施している地方自治体への財政的支援が必要。

公演主催者、出演者及び来場者にとって安心できる環境整備が必要

- リハーサルや公演実施にあたっては、出演者の距離の取り方やマスクの扱いなど、各団体が試行錯誤している状況。催物入場制限が緩和されたものの、来場者には感染への不安などから、客席の密を恐れる意見もあり、入場者数が伸び悩んでいる。公演主催者、出演者、来場者等にとって、安心して公演を開催し、来場できる環境を整えるため、幅広い業界団体が実施する実証実験などを専門的見地から支援し、その結果から具体的な対策を立案することが必要。

提案・要望内容

- 1 ウィズコロナ時代における感染症対策として、地方自治体が実施する文化芸術施策に対し、臨時交付金を別枠で交付するなど財政面での支援の拡充
- 2 感染症対策と舞台芸術の専門家チームによる相談窓口の設置、安全な上演方法の調査研究、実証実験などを通じ、感染症対策と両立できる舞台芸術上演方法の確立

参考1 横浜市文化施設（15施設）における稼働率及び利用人数

2019（令和元）年と2020（令和2）年の比較

- ・ 施設利用稼働率 2019年8月／2020年8月 79%／48%（60%減）
- ・ 施設利用者数 2019年8月／2020年8月 33万人／5万人（85%減）

参考2 業界団体が実施した検証実験

■クラシック音楽演奏・鑑賞にともなう飛沫感染リスク検証実験（2020（令和2）年8月17日）

クラシック音楽公演運営推進協議会、一般社団法人日本管打・吹奏楽学会

<主な調査結果>

- ・フルート：歌口近くでもっと多くの微粒子が測定された。前方・側方・後方では少数
- ・トランペット（楽器用マスクあり）：マスクなしと比較し、測定された微粒子はごく少ない
- ・バイオリン：全ての測定点において少数の微粒子が測定されたのみであった

■合唱活動における飛沫実証実験の速報（2020（令和2）年10月8日）

全日本合唱連盟、東京都合唱連盟（横浜市立大学附属病院加藤英明先生監修）

<主な実験結果>

- ・マスクを着用しない日本語の歌唱では、発声する方向への飛沫到達距離は最長61cm。
- ・通常のマスク（不織布、布、ポリエステルのいずれも）は勢いのある飛沫を遮断する効果が高いが、マウスシールドや下部の開放が広いマスクは、特にドイツ語での飛沫抑制効果に課題を残す。

参考3 横浜市令和2年度補正予算 文化芸術分野の事業内容

■アーツコミッショナリティ事業 10,000千円

アーツコミッショナリティヨコハマ（（公財）横浜市芸術文化振興財団）の相談窓口に、税理士、社会保険労務士等の専門家を新たに配置しアーティスト・クリエーター等の相談への対応を強化。

（相談件数実績）97件 9/30時点（～3/末まで受付継続）

■芸術文化支援事業 485,000千円

1 市内のアーティスト等の文化芸術活動緊急支援事業（395,000千円）

発表、制作等の活動の機会を失っているアーティストや企画運営者を含む文化芸術関係者が行う、活動再開に向けた準備制作（最大30万円）や民間施設を活用した動画配信（最大70万円）などの文化芸術活動を支援。

（実績）最大30万円支援：826件 約235,000千円、最大70万円支援：209件 約140,000千円

2 バーチャル版芸術フェスティバル事業（90,000千円）

横浜みなどみらいホール等において、活動を休止しているトップアーティストによる最新技術を活用した動画コンテンツを製作・配信

（10月25日時点 実績）43作品の映像配信 視聴回数：のべ22万回

2050 年の脱炭素社会実現に向けた取組への支援

環境省、経済産業省

- 1 脱炭素社会への円滑な移行に向けた施策の推進
- 2 再生可能エネルギー導入拡大に向けた施策の強化
- 3 国と地方の具体的協議による脱炭素化の加速

現状・課題

国

- 令和 2 年 10 月 26 日の臨時国会における内閣総理大臣の所信表明演説において、**2050 年までに脱炭素社会の実現を目指す宣言**を行い、温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に行なうことが産業構造等の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要とした。
- 脱炭素社会の実現に向けて、規制改革などの施策を総動員し、効率的、効果的にグリーン化を進め、世界のグリーン産業をけん引し、**経済と環境の好循環**を作るとしている。
- 脱炭素社会の実現に向けては、**国と地方で検討を行う新たな場を創設**することとした。
- 「**革新的環境イノベーション戦略**」（令和 2 年 1 月統合イノベーション戦略推進会議決定）では、世界のカーボンニュートラル、さらには、過去のストックベースでの CO₂ 削減を可能とする**革新的技術を 2050 年までに確立**することを目指すとしている。

横浜市

- **2050 年までの脱炭素化、Zero Carbon Yokohama の実現**を目標に掲げている。
- 平成 31 年 1 月に「**イノベーション都市・横浜**」を宣言、令和 2 年 7 月には「**グローバル拠点都市**」に選ばれ、オープンイノベーションやスタートアップ支援に注力。
- 「**革新的環境イノベーション戦略**」に基づき、東京湾岸周辺エリアを世界に先駆けてゼロエミッショントchniqueに係るイノベーションエリアとする目的として設置された「**東京湾岸ゼロエミッションイノベーション協議会**」にオブザーバーとして参画。
- 横浜市の臨海部には、**エネルギー関連産業や製造業、研究開発型企業等**が多く立地し、近隣の業務地域等とも強い関係を有している。
- 平成 31 年 2 月、国の掲げる地域の活力を最大限に發揮する「**地域循環共生圏**」の実現に向けて、東北 12 市町村と「**再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定**」を締結し、さらに、令和 2 年 10 月には 13 市町村目となる秋田県八峰町と連携協定を締結。

国・産業界と大都市が連携して、日本の脱炭素化イノベーションをけん引することが必要

- 様々な事業者が立地し大消費地でもある大都市は、イノベーションを推進する大きなポテンシャルがあることから、大都市を舞台に、日本ならではの**グリーン産業の創出、経済と環境の好循環モデルの構築**を進めることが重要。

脱炭素社会への円滑な移行には、市内中小企業に対する支援が必要

- 産業構造の変化や事業者の脱炭素化を踏まえたサプライチェーン・マネジメントの拡大による国内経済への影響を見据え、**国と地方自治体が一体となった中小企業への支援策**の検討が重要。

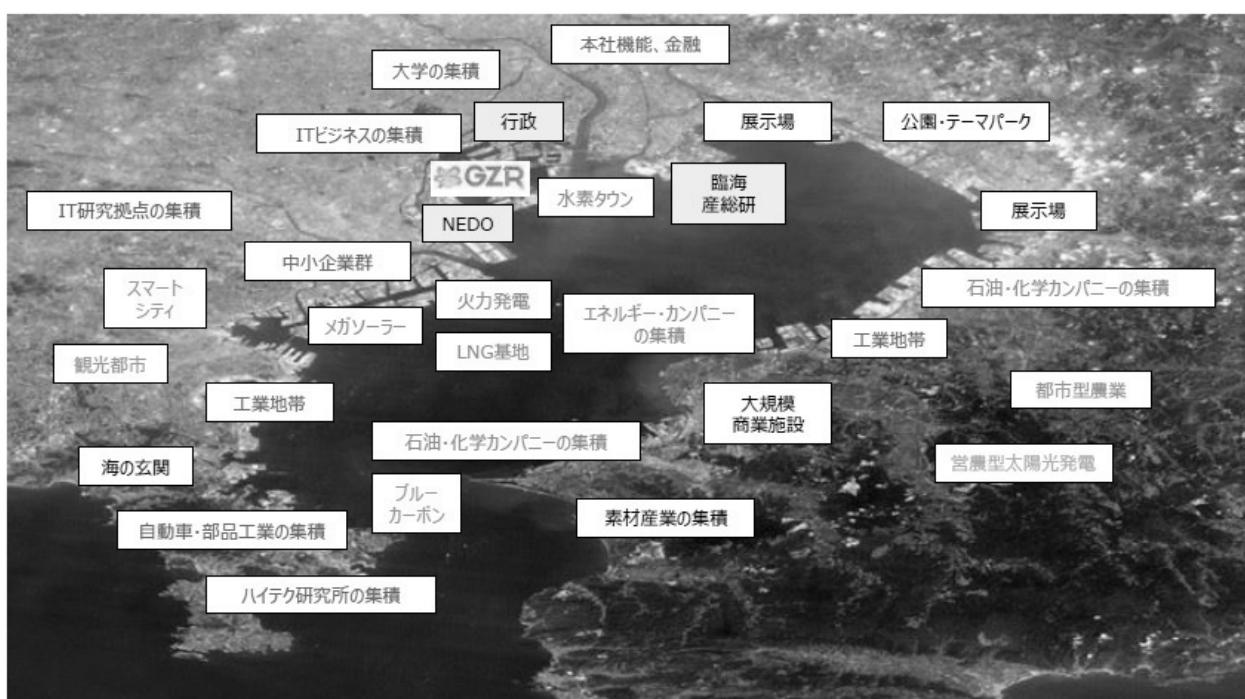
再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援の拡充が必要

- 再生可能エネルギーの価格の低下や需要の喚起など、**再生可能エネルギーの拡大に向けた国主導の様々な施策**が必要。
- 大都市は再生可能エネルギーのポテンシャルが不足しており、**再生可能エネルギーを豊富に有する域外からの調達**が必要。

提案・要望内容

- 1 脱炭素社会への円滑な移行に向けて、**国・産業界が地方自治体と連携してイノベーションを推進し、脱炭素化に向けた産業構造転換をけん引すること**。その上で、特に中小企業の業態転換や多角化、新規企業の誘致、労働者の職業訓練等の支援など、**市内経済の担い手の持続可能性を高める施策について、地方自治体との連携により推進すること**。
- 2 2050年脱炭素社会の実現に意欲的な地方自治体との積極的な議論を通じ、**各自治体の実態を踏まえた再生可能エネルギー導入拡大への支援等、抜本的な施策の強化を行うこと**。
- 3 国と地方による検討の場を早期に設置し、**脱炭素社会の実現に向けた議論を加速化させること**。

参考1 「東京湾岸ゼロエミッションイノベーションエリア構想」の実現



「東京湾岸ゼロエミッションイノベーションエリア構想」イメージ

(出典) 東京湾岸ゼロエミッションイノベーション協議会 第1回総会資料

提案の担当 / 温暖化対策統括本部企画調整部調整課企画担当課長

池上 武史 TEL 045-671-4108

温暖化対策統括本部企画調整部プロジェクト推進課長

岡崎 修司 TEL 045-671-2636

温暖化対策統括本部企画調整部 SDGs 未来都市推進課担当課長 黒田 美夕起 TEL 045-671-2477

国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進

農林水産省、国土交通省

2027年横浜開催に向けた協力・支援

現状・課題

国

- 平成26年、花きの振興に関する法律が制定され、平成27年、花き産業及び花き文化の振興、花きの需要の増進（博覧会の開催等含む）等について、基本方針を策定。令和2年4月に基本方針を見直し、国際園芸博覧会の「成果を今後の花き産業の発展に最大限に生かすことが重要」などについて方向付け。
- 横浜市からの要望により、国際園芸博覧会の開催に関する国としての政策的意義や、横浜市で開催する国際園芸博覧会の方向性等について検討を行う「国際園芸博覧会検討会」（令和元年8～12月）を設置し、令和2年2月に、検討会において**国が関与して国際園芸博覧会を開催する意義があることをとりまとめ**。
- 令和2年2月に**国際園芸博覧会の承認団体である国際園芸家協会（AIPH）**に横浜開催への支援を表明する「政府支持書」（サポートレター）を提出。
- 横浜市が作成する計画案について、充実すべき事項等を検討するため、令和2年10月に「**横浜国際園芸博覧会具体化検討会**」を設置。

横浜市

- 平成30年3月に、「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会 基本構想案」を策定。
- 地元の地方自治体、経済界などが連携し、国際園芸博覧会の誘致活動や地域の協力体制の構築、機運醸成などを行うため、令和元年5月に「国際園芸博覧会横浜誘致推進協議会」を設立。
- 令和元年9月に、**AIPH**に**国際園芸博覧会の2027年横浜開催を申請し、承認**。
- 全国的な機運醸成及び博覧会の開催組織の設立準備等を行うため、令和2年11月に「**2027国際園芸博覧会推進委員会**」を設立。



引き続き、国家的プロジェクトとなる国際園芸博覧会（A1クラス）の開催に向けた取組が必要

- 会場構想、事業展開、来場者の輸送アクセス等について、より詳細かつ具体的な調査・検討が必要。
- 国際園芸博覧会の**全国的な機運醸成や開催組織となる法人の設立準備が必要**。

提案・要望内容

- 横浜市が行う会場構想等の調査・検討への継続的な協力・支援及び「**2027国際園芸博覧会推進委員会**」への協力・支援

参考1 開催申請書 日本語訳版（抜粋）

- (1) 名称：2027年国際園芸博覧会 日本国 横浜市
- (2) クラス：A1
- (3) 開催場所：横浜市 旭区・瀬谷区 旧上瀬谷通信施設地区
- (4) 開催期間：2027年3月～9月
- (5) 入場者数（見込み）：来場者数1,500万人以上
- (6) メインテーマ



参考2 旧上瀬谷通信施設について

平成27年6月に米軍から返還された面積約242haの首都圏最大級の平坦な土地



開催場所（旧上瀬谷通信施設）・交通アクセス



旧上瀬谷通信施設の航空写真

参考3 今後の予定

■ スケジュール（想定）

年度	これまでの経緯と想定される主な取組
2016	招致検討（基本的な考え方の作成など）
2017	検討組織の設置、基本構想案の策定
2018	国への招致要望、政府での検討開始
2019	AIPHに園芸博開催申請・承認
2020	会場構想、事業展開等について調査・検討 2027国際園芸博覧会推進委員会の設立
2021 ～ 2026	博覧会の開催組織の設立 BIEに園芸博認定申請・承認 会場計画・整備、参加招請、プレイベントなど
2027	園芸博の開催（3～9月）

■ 国際園芸博覧会（A1）の開催状況（想定）

年	開催国（都市）	参考（登録博）
2015		ミラノ万博
2016	トルコ（アンタルヤ）	
2019	中国（北京）	
2020		ドバイ万博
2021	カタール（ドーハ）*	
2022	オランダ（アルメーレ）	
2023		
2024	ポーランド（ウッチ）*	
2025		大阪・関西万博
2027	横浜開催	

* 新型コロナウイルスの影響により、ドバイ万博は2021年、ドーハ国際園芸博は2023年開催予定、ウッチ国際園芸博は延期（時期未定）の見込み。

郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた 旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援

財務省、農林水産省、国土交通省、防衛省

- 1 国有地の早期処分に向けた迅速な対応と処分条件の特段の配慮
- 2 市施行による土地区画整理事業の早期事業化に向けた検討支援と財政支援
- 3 道路・新たな交通・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に向けた検討支援と財政支援

現状・課題

国

- 平成 27 年の返還を受け、国有地の境界調査等による権利関係の整理や土壤汚染調査を実施中。
- 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施を可能とする構造改革特別区域法の改正（令和元年 12 月）

横浜市

- 民有地・国有地・市有地が混在し、民有地の地権者約 250 名は、米軍施設として約 70 年間にわたって土地利用が制限されていたため、早期の生活再建を求めている。
- AIPH に国際園芸博覧会の 2027 年横浜開催を申請し、承認（令和元年 9 月）。
- 構造改革特別区域計画を申請・認定（令和 2 年 1 月）。
- 令和 4 年度の事業着手に向け、土地区画整理事業、新たな交通、公園整備事業の環境影響評価の手続きに着手（令和 2 年 1 月）。
- 郊外部の新たな活性化拠点として、農業振興と都市的土地利用の両立したまちづくりを目指し、「農業振興ゾーン」や「観光・賑わいゾーン」といった 4 つのゾーンからなる土地利用の考え方などを示した、旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画を策定（令和 2 年 3 月）。

郊外部の新たな活性化拠点の形成に向け、国際園芸博覧会の開催時期を目標に、早期にまちづくりを進めることが必要

- 国有地の早期処分に向けて、国において、国有地の権利関係の整理や米軍施設の撤去、土壤汚染調査結果への対応を迅速かつ適切に実施し、早期の処分の実現を進めることが必要。
- 接収により、長年にわたって自由な土地利用が制限されてきたため、早期に新たな土地利用を図る上でも、必要な都市基盤整備にあたっては、国の積極的な支援が必要。

提案・要望内容

- 1 国有地の早期処分に向けた権利関係の整理や米軍施設の撤去、土壤汚染調査結果への迅速かつ適切な対応、長年にわたる地元負担を踏まえ市の財政負担の軽減を図るための国有地の処分条件の特段の配慮
- 2 市施行による土地区画整理事業の早期事業化に向けた検討支援と財政支援
- 3 将来の土地利用に必要な道路・新たな交通・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に向けた検討支援と財政支援

参考1 旧上瀬谷通信施設地区の特徴

- 平成27年6月に返還された米軍施設跡地で、民有地・国有地・市有地を合わせて、ほぼ全域が市街化調整区域の約242haという首都圏においても貴重な広大な空間。
- 市内でも有数のまとまった農地が広がり、東名高速道路や保土ヶ谷バイパスに近接する、非常にポテンシャルの高い地域。

■総面積 242.2ha

- 民有地 110.0ha (45.4%)
- 国有地 109.5ha (45.2%)
- 市有地 22.7ha (9.4%)

■地権者数 約250名



■接收以降の経緯

- 昭和26年3月 米軍が接收
- 平成27年6月 上瀬谷通信施設の全域が返還
- 平成29年11月 民間土地所有者による「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」設立
- 平成30年12月 市施行による土地区画整理事業の実現に向けて構造改革特区を提案
- 令和2年1月 構造改革特別区域計画の申請・認定
- 令和2年3月 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画策定

■撤去が必要となる米軍施設 ※右上航空写真の点線箇所
宿舎・厚生施設（体育館等）・通信受信施設・発電施設等



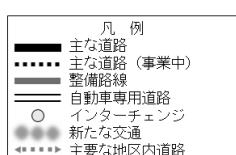
参考2 まちづくりの方向性

・「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」をテーマに位置づけ、広大な土地や、広域における交通利便性などの特性・ポテンシャルをいかし、「農業振興」「観光・賑わい」「物流」「公園・防災」の4つのゾーンの土地利用の検討をしている。

・土地利用に伴い発生が想定される交通需要に対応するため、周辺道路（八王子街道・瀬谷地内線）の整備、新たな交通の導入に向けた検討を進めている。

・まちづくりの起爆剤として、国際園芸博覧会の2027年開催に向けた検討を進めている。

土地利用ゾーン図



提案の担当 / 都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課長
都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷交通整備課長

西岡 耕 TEL 045-671-4008
岡 哲郎 TEL 045-671-4606

米軍根岸住宅地区返還後の跡地利用に向けた支援

財務省、防衛省

- 1 早期の跡地利用に向けた迅速な対応と接收・提供を要因とした様々な課題の解決
- 2 原状回復作業中及び作業後における広域避難場所としての機能の維持
- 3 地権者等への国によるきめ細かな対応と説明機会の確保
- 4 長年にわたる地元負担を踏まえた国有地処分における特段の配慮
- 5 国が整備した擁壁の恒久的な維持管理

現状・課題

国

- 令和元年11月の日米合同委員会において、「根岸住宅地区の返還に係る原状回復作業のための共同使用」について合意。返還時期は日米間で協議することとなっており、現在は未定。

横浜市

- 平成24年に民有地の地権者等の組織「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が発足し、平成29年に「まちづくり基本計画（協議会案）」を策定。
- 令和2年9月、横浜市が「根岸住宅地区跡地利用基本計画（案）」を公表。
- 跡地利用の指針となる「跡地利用基本計画」の早期策定及び事業化に向けて検討を加速。

早期の跡地利用のため、迅速な原状回復作業と接收・提供を要因とした様々な課題の解決が必要

- 土壤汚染や埋蔵文化財の調査、民有地・国有地に存在する全ての国有財産の処理、官民境界の確定等、原状回復作業を適切かつ早期に終了し、長年、米軍施設があることにより蓄積された、インフラ整備の立ち遅れ、入り組んだ土地権利状況、根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯の生活維持等の様々な課題に対し、国が主体的に取り組み解決していくことが必要。
- 地区の約3分の2を占める国有地については、今後策定する「跡地利用基本計画」に沿った処分を行い、残存する擁壁等は、将来にわたり国による適正管理が必要。

提案・要望内容

- 1 迅速かつ適切な原状回復作業を実施するとともに、返還・引き渡し後、地権者が土地活用を円滑に行えるよう、接收・提供を要因とした様々な課題を国が主体となって解決すること。
- 2 根岸住宅地区は広域避難場所に指定されているため、原状回復作業中及び作業後においても、その機能が維持されるよう配慮を行うこと。
- 3 原状回復作業について、その進捗に応じ、民有地権者の要望を聞きながら、丁寧な説明を行うとともに、原状回復作業で影響が及ぶ周辺住民への細かな説明を行うこと。また、根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯に対し、十分な説明と生活環境維持のため、配慮を行うこと。
- 4 国有地の処分にあたっては、長年にわたる地元負担を踏まえ、横浜市の財政負担の軽減を図るために、国有地の処分条件に特段の配慮を行うこと。
- 5 国が整備した擁壁については、将来にわたり機能が維持されるよう適正な管理を行うこと。

参考1 根岸住宅地区の概要

■ 面積

- ・国有地：約 27.3 ha (63.5%)
- ・民有地：約 15.6 ha (36.4%)
- ・市有地：約 0.03ha (0.1%)
- ・合 計：約 42.9 ha

■ 民有地の地権者数 約 180 人



■ 主な地域地区等 第1種低層住居専用地域、第1種高度地区、第3種風致地区

■ 経緯

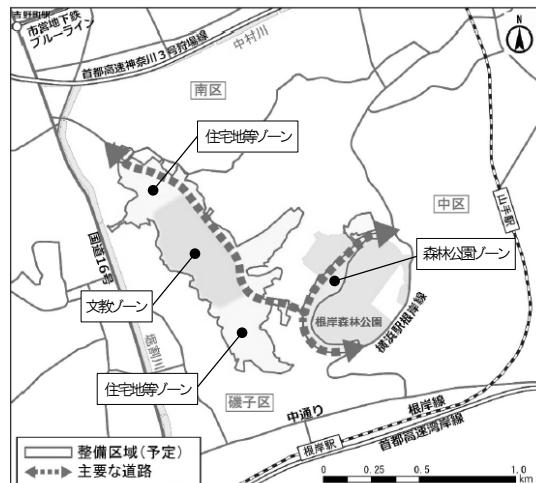
- ・昭和 22 年 10 月 農耕地（野菜畠など民有地）が、X 住宅地区として接收
- ・平成 16 年 10 月 日米合同委員会において、返還の方針を合意
- ・平成 30 年 11 月 日米合同委員会において、早期の引き渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米間で協議を開始することを合意
- ・令和 元年 11 月 日米合同委員会において、根岸住宅地区の返還に係る原状回復作業のための共同使用について合意

参考2 跡地利用基本計画（案）

民有地の地権者が取りまとめた「まちづくり基本計画（協議会案）」を踏まえ、横浜市を取り巻く状況や根岸住宅地区が抱える課題等に鑑みて、都心部周辺地区が持つ高いポテンシャルも加味し、民間の意見やノウハウを取り入れながらまちづくりを検討。



良好な居住環境の形成を図りながら、文教地区としての土地利用や、公共・公益施設の誘致検討のほか、アクセス性の向上や、根岸森林公园との一体利用による公園の魅力向上、広域避難場所の機能継続等を目指す。なお、「文教ゾーン」については、横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備の最有力候補としている。



【土地利用計画（ゾーニング）】

■ まちづくり検討の経過

- ・平成 22 年 3 月 民有地の地権者等の組織「米軍根岸住宅地区返還とまちづくりの会」が設立
- ・平成 24 年 3 月 民有地の地権者等の合意形成を図る「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」へ移行
- ・平成 29 年 5 月 「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が「まちづくり基本計画（協議会案）」を取りまとめ
- ・令和 2 年 9 月 横浜市が「跡地利用基本計画（案）」を公表

高速道路の整備推進

国土交通省

- 1 横浜北西線における立替費用の支払いに伴う予算の着実な確保、並びに国・自治体出資金の償還時期の見直しによる有料道路事業の活用
- 2 横浜環状南線・横浜湘南道路及びアクセス道路の整備推進
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
 - (2) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
 - (3) 本線へのアクセス道路の事業費確保

現状・課題

国

- 生産性の高い物流システムの構築、災害発生時のう回路機能、首都圏全体の国際競争力強化を目的に、首都圏3環状道路をはじめとした道路交通ネットワークの早期整備を推進。
- 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間。

横浜市

- 令和2年3月に横浜北西線が開通。シールドトンネル工事等、横浜市が首都高に委託した立替施行があり、工事実施の翌年度から5年以内に支払い。
- 横浜環状南線及び横浜湘南道路の完成により、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力が強化。
- 整備効果を最大限に發揮させるために、アクセス道路について、計画的かつ集中的に整備。
- 横浜環状南線の環境影響評価の手続きにおいて、脱硝装置の導入を市長意見として出したほか、地元からの請願が横浜市会において全会一致で採択。



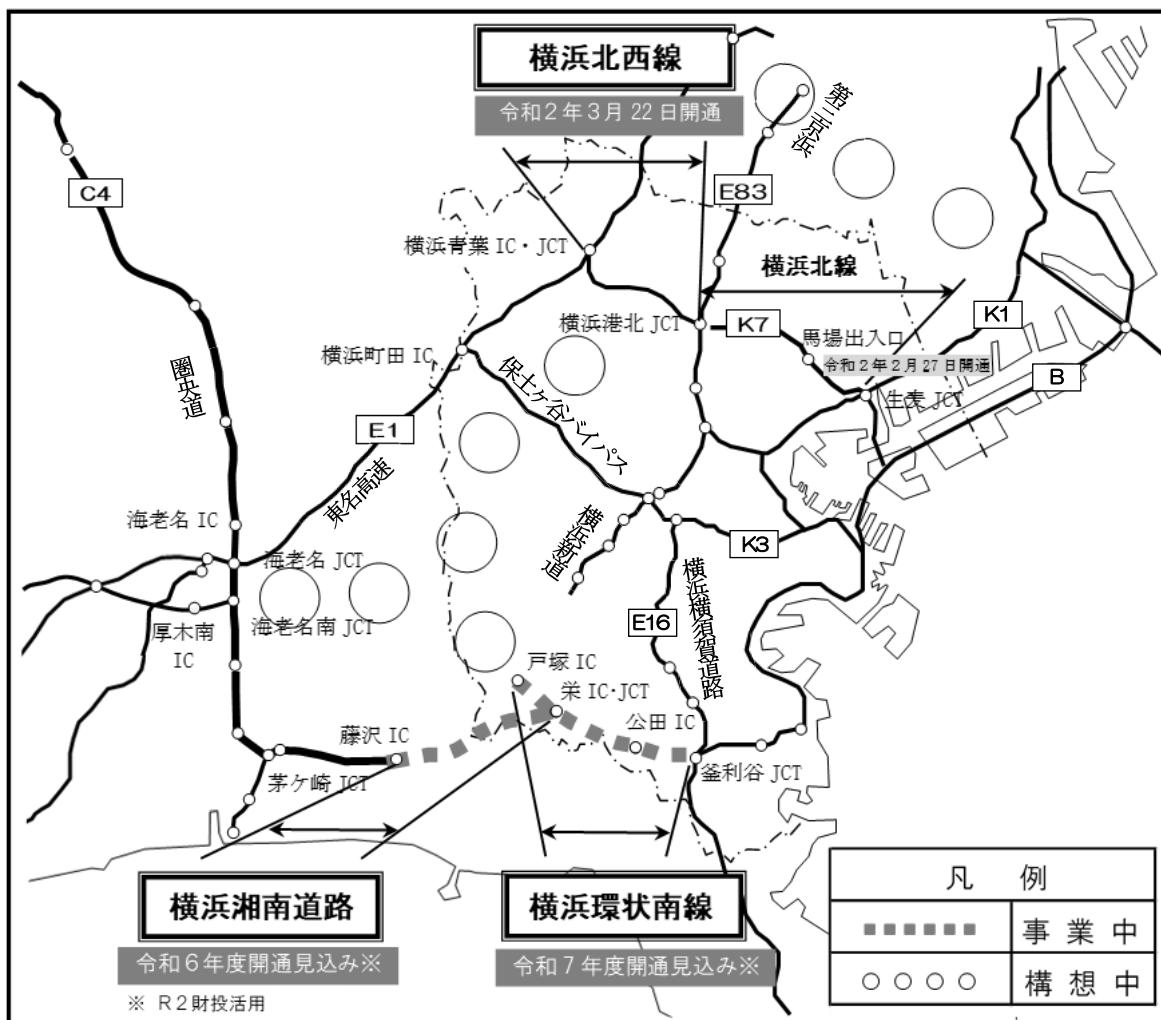
生産性の高い物流ネットワーク構築のため、横浜環状南線・横浜湘南道路の早期開通が必要

- 経済の好循環をもたらす圏央道の整備効果を十分に發揮するため、未整備区間である横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通が必要。
- 本線及びアクセス道路の早期整備を通じてストック効果を最大限に発現するため、国と地方が一体となった連携が必要。

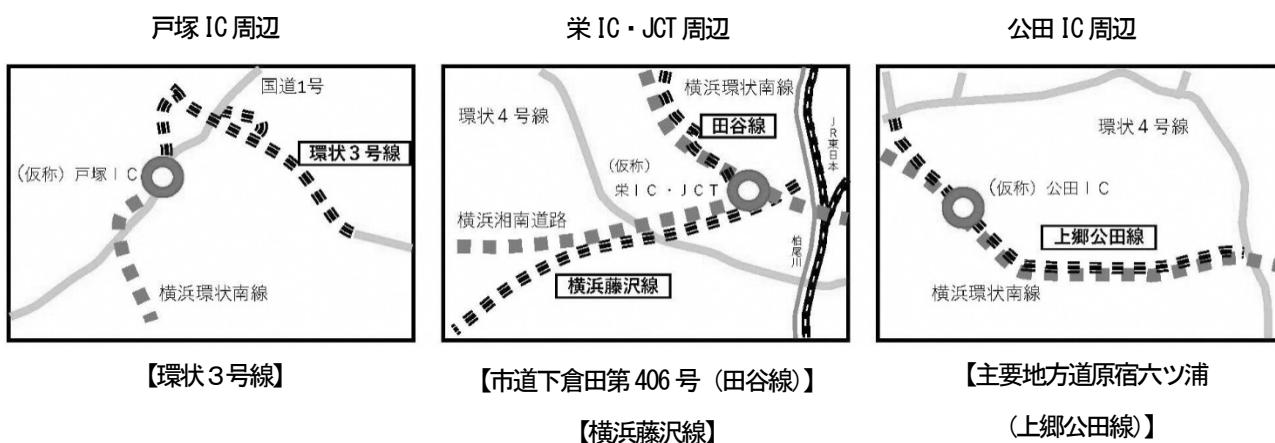
提案・要望内容

- 1 横浜北西線における立替費用の支払いに伴う予算の着実な確保、並びに国・自治体出資金の償還時期の見直しによる有料道路事業の活用
- 2 横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通に向けた整備の推進
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
 - (2) 横浜環状南線の整備における脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組推進
 - (3) 本線へのアクセス道路（主要地方道原宿六ツ浦、市道下倉田第406号線、横浜藤沢線、環状3号線）の整備に係る事業費の着実な確保

参考1 横浜市高速道路広域図



参考2 横浜環状南線・横浜湘南道路 アクセス道路位置図



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長

道路局横浜環状道路調整課長

道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長

道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長

森田 真郷 TEL 045-671-2937

青木 隆浩 TEL 045-671-3985

小島 岳生 TEL 045-671-2734

木村 修平 TEL 045-671-2889

市内幹線道路等の整備推進

国土交通省

- 1 直轄国道の整備推進及び補助国道の事業費確保
- 2 地域高規格道路における計画路線の指定を含む整備推進に向けた支援
- 3 子どもの移動経路における交通安全対策に資する幹線道路整備に対する支援
- 4 幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充
- 5 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進
- 6 連続立体交差事業の推進
- 7 道路整備を計画的かつ着実に進めるための道路関係予算の更なる拡大

現状・課題

国

- 重要物流道路の路線指定や、新たな広域道路交通計画の策定に向けて、地域高規格道路のネットワークを再編・検討。
- 子どもの移動経路における安全な歩行空間の確保を目的に、総合的な交通事故抑止対策を推進。
- 踏切道改良促進法において、改良すべき踏切の指定とともに、踏切周辺対策等の関連事業を位置付け、期限を設けて計画的に対策を推進。
- 国の道路関係予算は平成9年度のピーク時から半減し、事業の進捗に影響を及ぼしている。

横浜市

- 3環状10放射道路として位置づけられた横浜北部放射幹線道路（羽沢池辺線）及び横浜藤沢線は、地域高規格道路の候補路線として指定されているが、整備が進んでいない。
- 幹線道路の整備が不十分のため、子どもの移動経路である生活道路に流入する車両が後を絶たない。
- 国や県、指定都市で構成する「渋滞ボトルネック検討ワーキング」や「移動性向上委員会」を通じ、渋滞対策の取組を推進しているが、横浜市内の道路はいまだ混雑している状況である。
- 「横浜市踏切安全対策実施計画」にて、鶴ヶ峰駅付近を次期連続立体交差事業区間として選定し、国の着工準備採択を取得。令和4年度までの事業化に向けて、都市計画や環境影響評価等の手続きを早急に進めている。



幹線道路ネットワーク整備への支援が必要

- 地域高規格道路として整備するために必要な国の指定を受けるとともに、事業費の確保が必要。
- 子どもの移動経路に流入する通過交通を転換するため、必要な幹線道路の整備実現に向けた国の支援が必要。
- 横浜市内の道路の混雑解消に向けて、渋滞対策を国の重点施策の対象とすることが必要。

連続立体交差事業を推進するための支援が必要

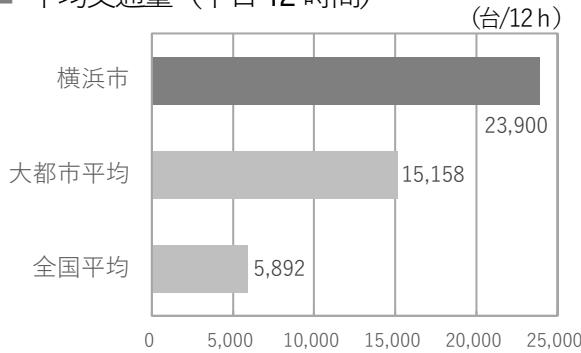
- 連続立体交差事業は、多額の費用と時間を要するため、安定的な国の支援が必要。

提案・要望内容

- 1 直轄国道（一般国道1号戸部付近及び一般国道246号荏田付近の現道拡幅、一般国道16号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道357号）の着実な整備及び補助国道（一般国道1号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区）の整備に係る事業費の確保
- 2 地域高規格道路として整備を目指す横浜北部放射幹線道路（羽沢池辺線）や横浜藤沢線への計画路線の指定を含む整備推進に向けた支援
- 3 交通安全対策に資する山下長津田線（鴨居地区）、桜木東戸塚線（平戸地区）及び横浜逗子線（釜利谷六浦地区）の整備推進への継続的な支援
- 4 渋滞対策に向けた幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充
- 5 一般国道1号（横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策、第三京浜保土ヶ谷PA付近における横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置に向けた所要の調査設計等の推進。物流機能維持のため、激変緩和措置の継続及び大口・多頻度割引の適用条件緩和の継続
- 6 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の早期事業化に必要な着工準備費の確保
- 7 道路整備を計画的かつ着実に進めるための道路関係予算の更なる拡大

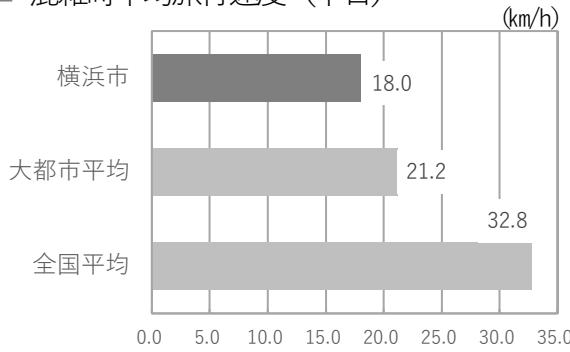
参考1 横浜市における道路交通の状況

■ 平均交通量（平日12時間）*



市内幹線道路における渋滞の様子

■ 混雑時平均旅行速度（平日）*



(※出典：平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査)

抜け道として使われている道路の安全対策が必要

提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長
 道路局計画調整部企画課長
 道路局横浜環状道路調整課長
 道路局建設部建設課鉄道交差調整担当課長

森田 真郷 TEL 045-671-2937
 桐山 大介 TEL 045-671-2746
 青木 隆浩 TEL 045-671-3985
 栗本 高史 TEL 045-671-2757

道路及び河川における防災・減災、国土強靭化に向けた取組の推進

国土交通省

- 1 道路及び河川における 3か年緊急対策期間以降の予算・財源の継続的な確保
- 2 道路事業における国土強靭化関係事業の推進に向けた支援
 - (1) 交付金制度の要件緩和
 - (2) 事業費の確保
- 3 無電柱化の推進に向けた財源確保と低コスト手法の普及・実用化及び新たな補助制度の創設
- 4 河川の氾濫防止対策の推進に向けた予算の拡大

現状・課題

国

- 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を平成30年12月に閣議決定し、平成30年度から令和2年度まで実施。
- 無電柱化の推進に関する法律に基づく無電柱化推進計画の期間が平成30年度から令和2年度までとなっており、次期計画の策定に着手するとしている。
- 平成29年度以降各地方整備局にて、地方自治体への普及を図ることを目的として先行的にPFI手法による電線共同溝の整備を実施。
- 平成27年9月の関東・東北豪雨災害を契機として、社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」の再構築を加速し、治水対策を推進。

横浜市

- 平成31年3月に「横浜市強靭化地域計画」を策定。
- 平成30年12月に「横浜市無電柱化推進計画」を策定。
- 令和元年9月の大震では、住宅等が近接する未改修河川で浸水被害（床上・床下浸水、緊急輸送道路の冠水）が発生。

国土強靭化の推進に向けた更なる支援が必要

- 國土強靭化対策を令和3年度以降も推進するためには、3か年緊急対策に替わる継続的な予算・財源の確保が必要。
- 國土強靭化に関する交付金制度は、災害時にも地域の輸送等を支える道路整備のうち3年以内に効果発現する事業が重点要件となっているため、事業期間が3年を超える事業が対象外。

無電柱化の推進のため、財源確保と低コスト手法の普及・実用化が必要

- 無電柱化の推進に関する法律に基づく國の支援は令和2年度までの工事着手を対象としているが、令和3年度以降の計画は示されていない。
- 令和3年度以降も無電柱化を推進するため、民間の資金を活用したPFI手法の導入による財政負担の平準化と併せ、地方自治体への財政面での國の支援が不可欠。

- 限られた予算で早期に無電柱化を進めるためには、直接埋設や小型ボックス活用埋設など、省スペース化が図れる低成本手法の普及・実用化や地上機器設置に要する調整期間短縮に向けた、地上機器の地下化が必要。

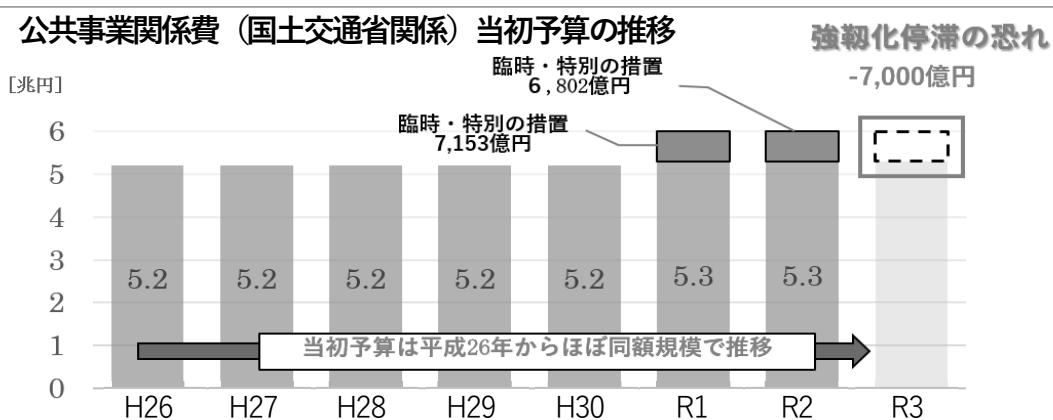
未改修河川への対策を着実に推進するために予算の拡大が必要

- 近年、未改修河川で台風等の大気による浸水被害が発生しており、早急な対策が必要。
- 都市部の中小河川の改修では、個別補助制度の適用対象とならない事業区間も多くあるため、交付金による所要額確保が必要。

提案・要望内容

- 1 防災・減災、国土強靭化のため、道路及び河川における3か年緊急対策期間終了後の令和3年度以降も引き続き予算・財源の継続的な確保。
- 2 (1) 道路事業における国土強靭化関係事業の推進に向けた交付金制度の対象要件を、現行の3年以内から社会資本総合整備計画の計画期間として認められている5年に延長。
 (2) 災害発生時における、救急救命活動及び緊急物資の輸送の円滑化に資する環状3号線（日野南・小山台地区）や、避難路の確保に資する（仮称）鶴見川人道橋の整備に係る事業費の確保。
- 3 令和3年度以降に着手する無電柱化事業の事業費確保のため財政支援の継続及び低成本手法の普及・実用化、地上機器の地下化及び、PFI手法における維持管理期間に国費を投入できる補助制度の創設。
- 4 河川の氾濫防止対策の推進に向けて、都市部の中小河川の改修に対する個別補助制度の適用拡大及び交付金の所要額確保。

参考1 公共事業関係費（国土交通省関係）当初予算の推移



参考2 河川改修の進捗状況（護岸整備率）と被害発生状況

都市基盤河川改修事業

- ・帷子川 (69.6%)
 床上・床下浸水 31戸 (平成25年4月6日大雨)
 床上・床下浸水 18戸 (平成26年台風18号)
- ・今井川 (69.5%)
 床上・床下浸水 114戸 (平成16年台風22号)

準用河川改修事業

- ・日野川 (40.9%)
 床上・床下浸水 45戸 (令和元年9月3日大雨)



提案の担当	／	道路局計画調整部事業推進課長	森田 真郷	TEL 045-671-2937
		道路局計画調整部企画課長	桐山 大介	TEL 045-671-2746
		道路局河川部河川事業課長	米多 満芳	TEL 045-671-3981

横浜港の物流機能強化

国土交通省

- 1 コンテナ取扱機能強化のため D5 ターミナル再整備をはじめとする本牧ふ頭の再編や新本牧ふ頭・南本牧ふ頭の整備の推進
- 2 自動車取扱機能強化のため大黒ふ頭の岸壁改良の推進
- 3 國際コンテナ戦略港湾の直轄事業に対する地方負担の低減

現状・課題

世界

- 海運アライアンス再編 輸送効率向上のため船舶の大型化や寄港地の絞り込みが進展。

国・横浜市

- 國際コンテナ戦略港湾政策として、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の取組を推進。
- 自動車貨物の東日本最大の輸出拠点として、大黒ふ頭の岸壁改良等の機能強化を推進。
- 横浜市は、超高齢化社会の進展による社会保障経費や老朽化するインフラ増加に伴う保全・更新費等の増大により、厳しい財政運営が見込まれている。

大水深・高規格コンテナターミナルなどの施設整備が必要

- 国際基幹航路等に就航するコンテナ船の大型化等に対応するため、大水深で高規格な岸壁・ターミナル等の着実かつ速やかな整備が必要。
- 既存ストックを有効活用していくため、本牧ふ頭 D5 ターミナル利用者の南本牧ふ頭への移転後、速やかに再整備を進めることが必要。
- 直轄事業による整備を着実に推進するため、地方負担の低減が必要。

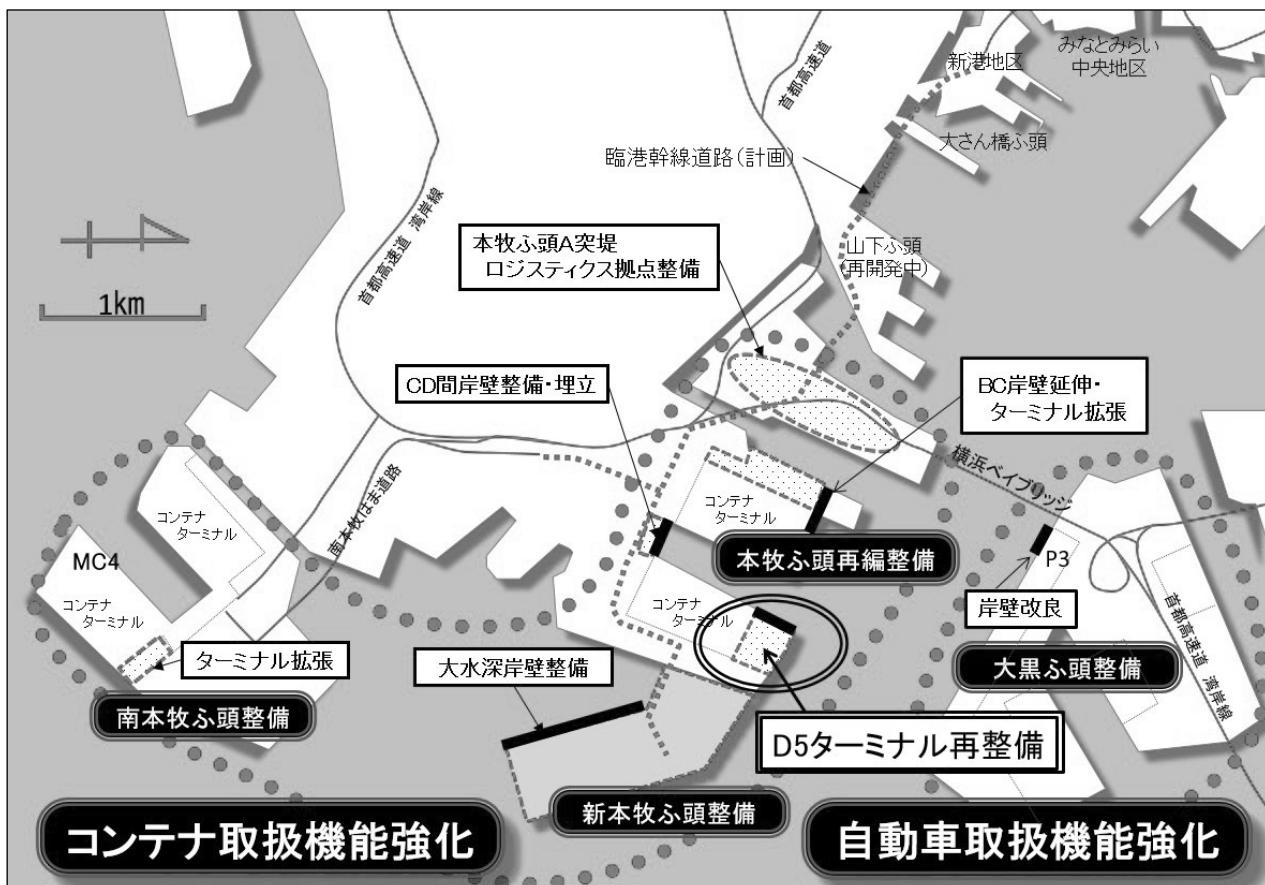
自動車取扱機能を強化するため岸壁改良等が必要

- 大型化が進む自動車専用船に対応するため、岸壁改良等による自動車取扱機能の強化が必要。

提案・要望内容

- 1 コンテナ物流に関する国際競争力を強化し、既存ストックを有効活用するため、本牧ふ頭 D5 ターミナルの岸壁改良・荷役方式効率化等の再整備への着手および我が國の新たなコンテナ取扱拠点となる新本牧ふ頭の着実な整備や、我が国唯一の水深 18m岸壁を有する南本牧コンテナターミナルの拡張の推進
- 2 自動車専用船の大型化や利用増加に対応するため、大黒ふ頭 P3 岸壁（直轄事業）の早期完成
- 3 國の経済を支える基幹インフラの整備を推進するため、國際コンテナ戦略港湾における直轄事業実施に伴う地方負担割合を低減するとともに、事業の進捗に合わせ、コンテナターミナル用地の国有化を推進

参考1 事業位置図



南本牧ふ頭に寄港した超大型コンテナ船



自動車専用船で混み合う大黒ふ頭

参考2 新本牧ふ頭整備イメージ図及び直轄事業における現在の地方負担割合



名称	地方負担割合	要望
岸壁	3/10	→
荷さばき地	1/3	→
防波堤	1/3	→
防波堤機能を有する護岸	4.5/10	→ 負担割合低減

提案の担当

/ 港湾局港湾物流部物流企画課長
港湾局政策調整部政策調整課担当課長
港湾局政策調整部政策調整課長

蝦名 隆元
瀬下 英朗
成田 公誠

TEL 045-671-2714
TEL 045-671-7373
TEL 045-671-2877

横浜港の賑わい創出

国土交通省、文部科学省

- 1 山下ふ頭の再開発に合わせた岸壁の耐震強化や臨港幹線道路（新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭）の直轄事業による整備
- 2 港の賑わい創出や市内経済活性化のため、新港歩行者デッキの整備や赤レンガ倉庫、大さん橋国際客船ターミナルの大規模改修への支援
- 3 文化財を活用した地域活性化事業への支援

現状・課題

国

- 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の実現を目指し、観光活性化についても官民一丸となって取り組む考え。（令和2年7月17日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2020」）

横浜市

- 臨海部では、新たに新港客船ターミナル「横浜ハンマーヘッド」（令和元年10月31日）、パシフィコ横浜ノース（令和2年4月24日）やハンマーヘッドパーク（令和2年8月28日）等の集客施設が次々に開業。さらに、キングモール橋、女神橋の整備や民間によるロープウェイの整備による回遊性向上を推進。
- 山下ふ頭の再開発をはじめ来街者を引き付ける都市空間の形成などにより、臨海部の賑わい創出の取組を推進。



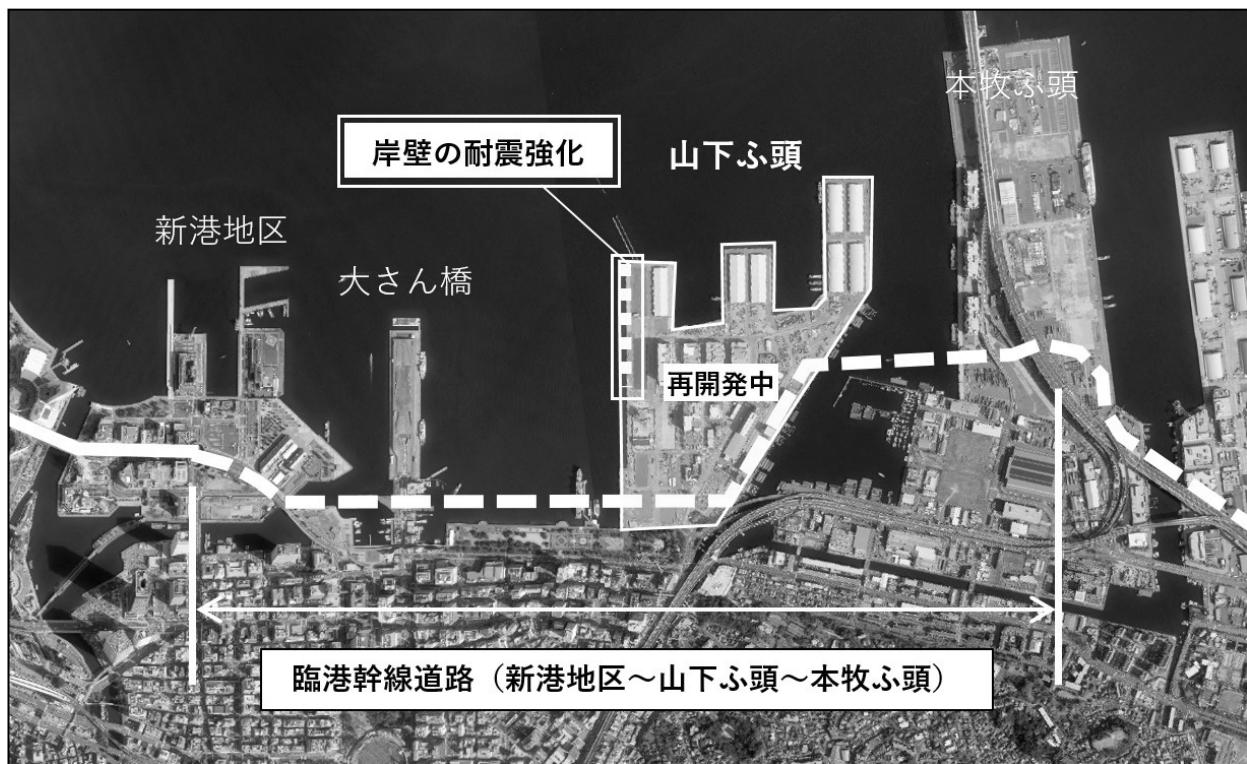
地域経済の活性化を図るため、老朽化施設の改修や回遊性に優れた魅力的なまちづくりが必要

- 国内外の観光客を呼び込み、今後再開されるクルーズ船の寄港を市内経済の活性化につなげていくため、都心臨海部の新たな賑わい拠点として山下ふ頭の再開発を進めるとともに、港周辺の既存ストックを活用し、回遊性に優れた魅力的なまちづくりが必要。

提案・要望内容

- 1 山下ふ頭再開発に合わせ、防災拠点機能を担うための岸壁の耐震強化や、アクセス機能強化のための臨港幹線道路（新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭）の直轄事業による整備
- 2 更なる回遊性向上や新港客船ターミナルへのアクセス向上を図る「新港歩行者デッキの整備」や、都心臨海部の景観の中核を担う「赤レンガ倉庫の大規模改修（外壁補修や空調設備等更新）」、供用から20年間我が国の玄関口の役割を担う「大さん橋国際客船ターミナルの大規模改修（設備の老朽化等への対応）」への支援
- 3 重要文化財である帆船日本丸や隣接する横浜みなと博物館を活用した地区の賑わいを創出するため、魅力的なコンテンツの導入や施設改修への支援

参考1 山下ふ頭再開発と基盤施設（岸壁の耐震強化、臨港幹線道路）の整備



参考2 新港地区周辺の回遊性に優れた魅力的なまちづくり



提案の担当 / 港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課担当課長
 港湾局政策調整部政策調整課長
 港湾局みなと賑わい振興部整備推進課長
 港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課長

林 総 TEL 045-671-7325
 成田 公誠 TEL 045-671-2877
 石井 雅樹 TEL 045-671-2885
 古瀬 謙一 TEL 045-671-2874

横浜港の感染症対策の強化と 安全・安心で環境にやさしい港づくり

国土交通省、外務省、厚生労働省

- 1 感染症が発生した船舶への対応のため、国土交通省を中心とした検疫体制等の強化や国全額負担による検疫岸壁の確保
- 2 國際クルーズの再開に向けた体制の構築
- 3 津波・高潮・高波対策として海岸保全施設等の整備に対する事業費の確保
- 4 LNG バンカリング船に係る固定資産税の軽減や LNG 燃料船の普及促進
- 5 「ヒアリ」などの特定外来生物の侵入・定着防止などへの支援

現状・課題

国

- 令和2年9月、国内クルーズ再開に向け、感染予防対策に関するガイドライン等を公表。
- 切迫する巨大地震や激甚化する気象災害等から国民の生命と財産を守るために、港湾・海岸においてハード・ソフトを総動員した防災・減災対策等を推進。

横浜市

- 我が国の経済を支える港湾機能の確保や港湾就労者等が安全・安心に働く環境整備を推進。
- 津波・高潮・高波からの被害を防ぐため、大黒ふ頭や金沢地区において海岸保全施設を整備。
- 船舶からの排ガス規制の強化を踏まえた、LNG バンカリング（燃料供給）拠点を形成。
- 令和2年度も大黒、本牧、南本牧ふ頭において、ヒアリ等特定外来生物の侵入が確認。

港湾機能を維持していくため、感染症や自然災害等への対策強化が必要

- 感染症の発生による港湾機能への影響を抑えるため、検疫体制等の強化が必要。
- 切迫する巨大地震や激甚化する気象災害に備えて、海岸保全施設の早期整備が必要。

国際的な船舶の環境規制に対応するための機能確保が必要

- 環境負荷が低い LNG を燃料とする船舶に対し、燃料供給を行える機能の確保が必要。

提案・要望内容

- 1 感染症が発生した船舶による他船舶等への影響を防ぐため、国土交通省を中心とした国関係機関の連携体制と広域的な港湾間の協力体制の構築や国全額負担による検疫岸壁の確保
- 2 国際クルーズの運航再開に向け、必要な安全対策等を定めたガイドライン等の改訂及び省庁間ににおける必要な調整と大規模感染発生時の寄港先自治体の負担軽減となる国による対応策の構築
- 3 津波・高潮・高波の被害を防ぐため、海岸保全施設等の早期整備に必要な事業費の確保
- 4 LNG バンカリング事業の円滑な運営のため、船体の固定資産税に対する特例措置や LNG 燃料船の普及に向けた地球温暖化対策税の還付措置の創設などの支援
- 5 特定外来生物の侵入・定着を防ぐため、積出港での対応を含めた国際的な対策

参考1 国によるガイドライン公表を受けた、国内クルーズの再開

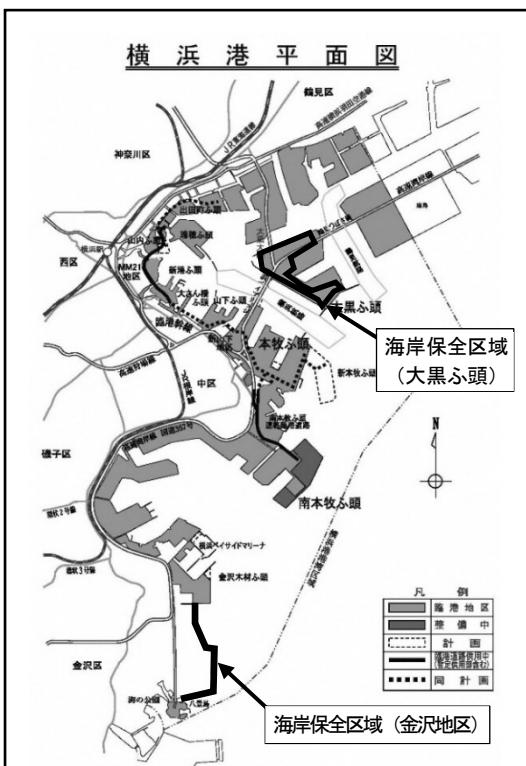


感染者の発生を想定した訓練
(10月20日・21日実施)

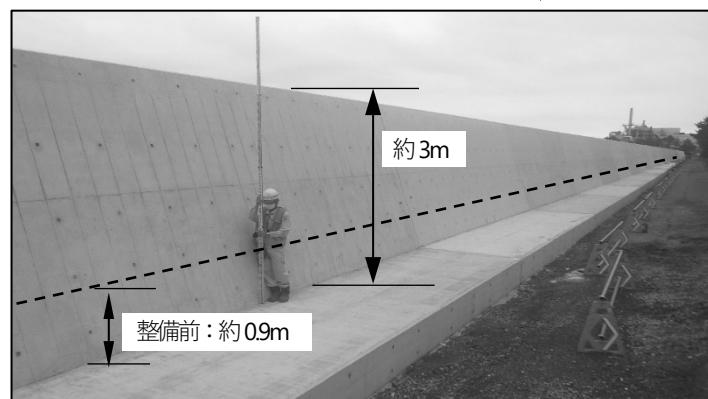


大さん橋国際客船ターミナルを出航する
「飛鳥II」(11月2日出航)

参考2 海岸保全区域位置図及び金沢地区の整備状況



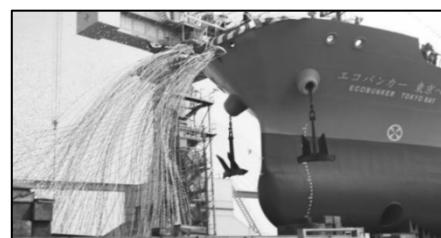
設計を大きく上回る高波
により被災を受けた護岸
(令和元年房総半島台風)



再発防止の観点から、復旧に合わせて約2mの嵩上げを実施

参考3 LNGを燃料とする船舶向けLNGバンカリング事業

船舶からの排出ガス規制が2020年1月から強化されたことに伴い、重油に比べて環境負荷が低い液化天然ガス(LNG)が新たな船舶燃料として注目され、様々な種類の船舶で、LNGの需要増加が見込まれています。



LNGバンカリング船の進水式

提案の担当	/	港湾局港湾管財部管財第一課長 港湾局港湾管財部管財第一課担当課長 港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課長 港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課担当課長 港湾局政策調整部政策調整課長 港湾局政策調整部政策調整課担当課長 港湾局港湾物流部物流運営課長 健康福祉局健康安全部健康安全課感染症対策強化担当課長	鈴木 康弘 TEL 045-671-7179 高橋 哲雄 TEL 045-671-2867 岸本 弘之 TEL 045-671-7237 荻原 浩二 TEL 045-671-3870 成田 公誠 TEL 045-671-2877 瀬下 英朗 TEL 045-671-7373 永田 実 TEL 045-671-2873 大津 豪 TEL 045-671-2445
-------	---	---	--

提案・要望項目 府省別一覧

内閣官房

- 6 行政のデジタル化の推進に向けた地方自治体への支援 p13

内閣府

- 1 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化 p1
2 新型コロナウイルス感染症の緊急対策に関する財源措置 p3
5 「特別自治市」の早期実現 p11
9 文化芸術施策等への支援の充実 p19

総務省

- 2 新型コロナウイルス感染症の緊急対策に関する財源措置 p3
4 新型コロナウイルス感染症の影響による公営企業の経営悪化に対する支援 p7
5 「特別自治市」の早期実現 p11
6 行政のデジタル化の推進に向けた地方自治体への支援 p13

外務省

- 19 横浜港の感染症対策の強化と安全・安心で環境にやさしい港づくり p39

財務省

- 12 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p25
13 米軍根岸住宅地区返還後の跡地利用に向けた支援 p27

文部科学省

- 7 GIGAスクールの運用に向けた支援の拡充 p15
8 新たな劇場整備の実現 p17
9 文化芸術施策等への支援の充実 p19
18 横浜港の賑わい創出 p37

厚生労働省

- 1 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化 p1
2 新型コロナウイルス感染症の緊急対策に関する財源措置 p3
3 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援 p5
19 横浜港の感染症対策の強化と安全・安心で環境にやさしい港づくり p39

農林水産省

- 11 國際園芸博覽会の開催に向けた取組の推進 p23
12 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p25

経済産業省

- 3 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援 p5
10 2050年の脱炭素社会実現に向けた取組への支援 p21

国土交通省

- 8 新たな劇場整備の実現 p17
11 國際園芸博覽会の開催に向けた取組の推進 p23
12 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p25
14 高速道路の整備推進 p29
15 市内幹線道路等の整備推進 p31
16 道路及び河川における防災・減災、国土強靭化に向けた取組の推進 p33
17 横浜港の物流機能強化 p35
18 横浜港の賑わい創出 p37
19 横浜港の感染症対策の強化と安全・安心で環境にやさしい港づくり p39

環境省

- 10 2050年の脱炭素社会実現に向けた取組への支援 p21

防衛省

- 12 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p25
13 米軍根岸住宅地区返還後の跡地利用に向けた支援 p27

横浜市 政策局 大都市制度・広域行政室 大都市制度推進課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>